令和6年度

福島町議会定例会 12月会議議案

福島町

令和6年度 福島町議会定例会 12月会議議案目次

議案 番号	件 名	頁
26	福島町定住促進住宅管理条例	5
27	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例	11
28	福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例	15
29	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17
30	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	19
31	第6次福島町総合計画の変更について	27
32	福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について	37
33	福島町の字の区域の変更について	39
34	令和6年度福島町一般会計補正予算(第7号)	41
35	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算(第3号)	71
36	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)	93
37	令和6年度福島町水道事業会計補正予算(第2号)	111
38	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第3号)	117
報告8	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	125



福島町定住促進住宅管理条例

福島町定住促進住宅管理条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町定住促進住宅管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子育て世帯の定住促進を図るために整備する福島町定住促進住宅(以下「定住促進住宅」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における子育て世帯とは、入居時において高校生以下の子どもと同居し、養育している者の世帯をいう。

(設置)

- 第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、定住促進住宅を設置する。
- 2 定住促進住宅の名称及び所在地は、別に規則で定める。

(入居者の公募)

- 第4条 町長は、定住促進住宅の入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上 の方法によつて行うものとする。
 - (1) 町の広報誌
 - (2) 防災行政無線による放送
 - (3) 町のホームページ
 - (4) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示
 - (5) 回覧文書
 - (6) 前各号に掲げる方法のほか、効果的な方法
- 2 町長は、前項の公募にあたつては、定住促進住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、 入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する ものとする。

(入居者の資格)

第5条 定住促進住宅に入居することができる者は、高校生までの子どものいる子育 て世帯とし、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 福島町に住民登録のある者又は住民登録することを確約できること。
- (2) 高校生以下の子どもを養育し、同居していること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 高校生以下の子どもと、その子どもを養育している者以外の者が同居しないこと。
- (5) 入居希望者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい う。)でないこと。

(入居の申込み及び決定)

- 第6条 前条に規定する入居資格のある者で定住促進住宅に入居しようとする者は、 規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。) について、前条に規定する入居者の資格(以下「入居者資格」という。)を満たす 者を入居者として決定するものとする。この場合において、入居申込者のうち、入 居者資格を満たす者の数が入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、定 住促進住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定するものとする。

(入居補欠者)

- 第7条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者 のほかに補欠として入居順位を定めて必要とする数の入居補欠者を定めることが できる。
- 2 町長は、入居決定者が定住促進住宅に入居しないとき、又は入居者が定住促進住 宅を立ち退いたときは、第1項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決 定しなければならない。

(入居手続)

- 第8条 定住促進住宅の入居決定者は、決定があつた日から10日以内に、規則に定める契約書を提出し、かつ、第17条第1項の規定により敷金を納付しなければならない。
- 2 入居決定者が、やむを得ない事情により前項に定める期間内に入居の手続をする ことができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に手 続をしなければならない。
- 3 町長は、定住促進住宅の入居決定者が、前各項に規定する期間内に入居手続をしないときは、当該定住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(同居の承認)

- 第9条 定住促進住宅に入居している者は、当該定住促進住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより町長の承認を得なければならない。
- 2 町長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

- 第10条 定住促進住宅に入居している者が死亡した場合等において、その死亡時等に 当該入居者と同居していた者が引き続き当該定住促進住宅に居住を希望するとき は、町長の承認を得なければならない。
- 2 町長は、前項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者が暴力団員であるとき(同居する者が該当する場合を含む。)は、同項の承認をしてはならない。 (家賃)
- 第11条 定住促進住宅の家賃は、別に規則で定める。

(家賃の変更の通知)

第12条 町長は、前条の家賃を変更するときは、速やかに当該定住促進住宅の入居者に通知しなければならない。

(家賃の減免又は徴収猶予)

- 第13条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、定住促進住宅の家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、町長が定める基準により当該家賃の減額若しくは免除又は猶予をすることができる。
 - (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額になつたとき。
 - (2) 入居者又は同居者が病気にかかつたとき。
 - (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

- 第14条 町長は、入居者から定住促進住宅に入居した日から当該入居者が住宅を明け渡した日までの間、定住促進住宅の家賃を徴収する。
- 2 入居者は、毎月末までに、その月分の当該定住促進住宅の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに定住促進住宅に入居した場合又はこれを明け渡した場合において、その月の当該定住促進住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割り計算による。
- 4 入居者が、第25条に規定する手続を経ないで定住促進住宅を立ち退いたときは、 第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を請求 する。

(督促)

第15条 町長は、家賃を前条第2項に規定する期限までに納付しない者があるときは、 督促状を発行するものとする。

(敷金)

- 第16条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。
- 2 町長は、第14条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金 の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないと きは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居 者は町に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務 の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを返還する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した金額を返還する。
- 5 返還する敷金には利子をつけない。

(修繕費用の負担)

- 第17条 定住促進住宅の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者 が負担するものとして定めるものを除いて、町の負担とする。
- 2 入居者の責めに帰すべき事由によつて前項に掲げる修繕の必要性が生じたときは、同項の規定にかかわらず入居者は町長の選択に従い、修繕し又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

- 第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
 - (1) 電気及び上水道、浄化槽使用料並びに電話・インターネット回線等の通信費用
 - (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
 - (3) 町が負担することとされているもの以外の費用

(入居者の保管義務等)

- 第19条 入居者は、定住促進住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な 状態において維持しなければならない。
- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、定住促進住宅が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第20条 入居者は、定住促進住宅周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(長期不在の届出)

第21条 入居者が、定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長の定めるところにより届出をしなければならない。

(禁止事項)

- 第22条 定住促進住宅の入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 許可なく、増改築又は工作物等の設置をすること。
 - (2) 許可を受けた者以外に転貸すること。
 - (3) 宅地の現況及び区画を変更すること。
 - (4) 社会通念上、一般に迷惑を及ぼす行為をすること。
- 2 前項のいずれかに該当する行為のあつた者については、町長は入居の許可を取り 消すことができる。

(住宅の検査)

第23条 入居者は、定住促進住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

(住宅の明渡請求)

- 第24条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者 に対し、当該定住促進住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為によつて入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 当該定住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。
 - (5) 第9条、第10条及び第19条から第22条の規定に違反したとき。
 - (6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)。
 - (7) 第2条に規定する子育て世帯に該当しなくなつたとき。
 - (8) 第1条の趣旨に反すると町長が認めたとき。
- 2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該 定住促進住宅を明け渡さなければならない。

(立入検査)

- 第25条 町長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、町長の指定する 者に定住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることがで きる。
- 2 前項の検査において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらか じめ当該定住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の 請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(間間)

第26条 詐欺その他不正な行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者について、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第27号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次 のように定める。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例

(福島町行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 福島町行政不服審査会条例 (平成28年福島町条例第10号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則)	(罰則)
第9条 第3条第4項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第9条 第3条第4項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(福島町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 福島町個人情報保護法施行条例 (令和5年福島町条例第1号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
附則	附則		
(経過措置)	(経過措置)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
2 • 3 (略)	2・3 (略)		
4 次に掲げる者が、正当な理由がな	4 次に掲げる者が、正当な理由がな		
いのに、この条例の施行前において	いのに、この条例の施行前において		
旧実施機関が保有していた個人の秘	旧実施機関が保有していた個人の秘		
密に属する事項が記録された旧条例	密に属する事項が記録された旧条例		

第2条第7号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

(1) • (2) (略)

5 前項各号に掲げる者が、その業務 に関して知り得たこの条例の施行前 において旧実施機関が保有していた 旧公文書に記録されている旧個人情 報をこの条例の施行後に自己若しく は第三者の不正な利益を図る目的で 提供し、又は盗用したときは、1年以 下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処 する。 第2条第7号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。

(1) • (2) (略)

5 前項各号に掲げる者が、その業務 に関して知り得たこの条例の施行前 において旧実施機関が保有していた 旧公文書に記録されている旧個人情 報をこの条例の施行後に自己若しく は第三者の不正な利益を図る目的で 提供し、又は盗用したときは、1年以 下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に 処する。

(福島町情報審査会条例の一部改正)

第3条 福島町情報審査会条例(平成12年福島町条例第3号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後		
(罰則)	(罰則)		
第10条 第7条の規定に違反して秘密	第10条 第7条の規定に違反して秘密		
を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は	を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又		
50万円以下の罰金に処する。	は50万円以下の罰金に処する。		

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改止前	改止後
(期末手当)	(期末手当)
第18条の2 次の各号のいずれかに該	第18条の2 次の各号のいずれかに該
当する者には、前条第1項の規定にか	当する者には、前条第1項の規定にか
かわらず、当該各号の基準に係る期	かわらず、当該各号の基準に係る期
末手当(第4号に掲げる者にあつて	末手当(第4号に掲げる者にあつて
は、その支給を一時差し止めた期末	は、その支給を一時差し止めた期末

手当)は、支給しない。

- (1) (2) (略)
- (3) 基準日前日1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前第2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末 手当の支給を一時差し止める処分 を受けた者(当該処分を取り消さ れた者を除く。)で、その者の在職 期間中の行為に係る刑事事件に関 し禁錮以上の刑に処せられた者
- 第18条の3 町長は、支給日に期末手 当を支給することとされていた職員 で当該支給日の前日までに離職した 者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、当該期末手当の支給を一時 差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の 前日までの間に、その者の在職期 間中の行為に係る刑事事件に関し て、その者が起訴(当該起訴に係る 犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定め られている者に限り、刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号)第6編に規 定する略式手続によるものを除 く。第3項において同じ。)をされ、 その判決が確定していない場合

(2) (略)

- 2 (略)
- 3 町長は、一時差止処分について、 次の各号のいずれかに該当するに至 つた場合には、速やかに当該一時差 止処分を取り消さなければならな い。ただし、第3号に該当する場合に おいて、一時差止処分を受けた者が その者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し現に逮捕されていると

手当)は、支給しない。

- (1) (2) (略)
- (3) 基準日前日1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前第2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末 手当の支給を一時差し止める処分 を受けた者(当該処分を取り消さ れた者を除く。)で、その者の在職 期間中の行為に係る刑事事件に関 し**拘禁刑**以上の刑に処せられた者
- 第18条の3 町長は、支給日に期末手 当を支給することとされていた職員 で当該支給日の前日までに離職した 者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、当該期末手当の支給を一時 差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の 前日までの間に、その者の在職期 間中の行為に係る刑事事件に関し て、その者が起訴(当該起訴に係る 犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定 められている者に限り、刑事訴訟 法(昭和23年法律第131号)第6編に 規定する略式手続によるものを除 く。第3項において同じ。)をされ、 その判決が確定していない場合

(2) (略)

- 2 (略)
- 3 町長は、一時差止処分について、 次の各号のいずれかに該当するに至 つた場合には、速やかに当該一時差 止処分を取り消さなければならな い。ただし、第3号に該当する場合に おいて、一時差止処分を受けた者が その者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し現に逮捕されていると

きその他これを取り消すことが一時 差止処分の目的に明らかに反すると 認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

きその他これを取り消すことが一時 差止処分の目的に明らかに反すると 認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処された者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前 に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされ た者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第18条の3第 1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められて いる罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第28号

福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例

福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例

福島町町内会館管理条例(平成31年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

名称 位置 使用町内会 縁町母と子の福島町字月緑町家 崎318番地16 (略) (略) 白符ふれあい福島町字白白符 白符町内会館 福島町字白符	改正前	改正後
緑町母と子の福島町字月緑町 (削る) 家 崎318番地16 (略) 白符ふれあい福島町字白白符 白符町内会館 福島町字白符白符	名称 位置 使用町内会	名称 位置 使用町内会
(略) (略) 白符ふれあい (略) 白符い 白符町内会館 福島町字白符		
<u>白符ふれあい</u> 福島町字白白符		(1)
<u>センター</u> 符 <u>565 番地 1</u>	<u>白 符 ふれ あい</u> 福 島 町 字 白白符 <u>センター</u> 符 <u>565 番地 1</u>	<u>白符町内会館</u> 福島町字白符 白符

附則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第29号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部 を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 (略)	第4条(略)
2 前項の期末手当の額は、それぞれ の給料月額に、6月に支給する場合に おいては100分の225.0、12月に支給 する場合においては100分の225.0を 乗じて得た額に、それぞれ100分の1	2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合においては100分の225.0、12月に支給する場合においては100分の 235.0 を乗じて得た額に、それぞれ100分の1
5を乗じて得た額を加算した額とす る。	5を乗じて得た額を加算した額とす る。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の期末手当の額は、それぞれ の給料月額に、6月に支給する場合に おいては100分の <u>225.0</u> 、12月に支給 する場合においては100分の <u>235.0</u> を 乗じて得た額に、それぞれ100分の1 5を乗じて得た額を加算した額とす る。	2 前項の期末手当の額は、それぞれ の給料月額に、6月に支給する場合に おいては100分の230.0、12月に支給 する場合においては100分の230.0を 乗じて得た額に、それぞれ100分の1 5を乗じて得た額を加算した額とす る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第30号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のよ うに改正する。

<u> </u>	
改正前	改正後
(寒冷地手当)	(寒冷地手当)
第11条 (略)	第11条 (略)
0 光末にはったのとは、14	。 光母になる土が打ち殴りの声がは

2 前項に係る支給対象職員の寒冷地 | 2 前項に係る支給対象職員の寒冷地 手当の額は、基準日における職員の 世帯等の区分に応じ、次の表に掲げ る額とする。

世帯等の区分					
世帯主で					
扶養親族の ある職員	その他の職員				
23, 360円	13,060円	8,800円			

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に100分の122.5を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけ る当該職員の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じて、該当各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対 する前項の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは、「10 0分の68.75」とする。

手当の額は、基準日における職員の 世帯等の区分に応じ、次の表に掲げ る額とする。

世帯等の区分					
世帯主である職員					
扶養親族の ある職員	その他の職員				
26,000円	14, 500円	9,800円			

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に、6月に支給する場合には100分の1 22.5、12月に支給する場合には100 分の127.5を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間における当該 職員の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じて、該当各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

$(1)\sim(4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対 する前項の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは、「10 0分の68.75」と、「100分の127.5」 とあるのは「100分の71.25」とする。 4·5 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれ基準日現在(退職し、 又は死亡した職員にあつては、退 職し、又は死亡した日現在。次の 項において同じ。)において受ける べき扶養手当及び地域手当の月額 を加算した額に100分の102.5を乗 じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員 当該定年前再 任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に100分の48.75を乗じて得た 額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

4·5 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれ基準日現在(退職し、 又は死亡した職員にあつては、退 職し、又は死亡した日現在。次の 項において同じ。)において受ける べき扶養手当及び地域手当の月額 を加算した額に、6月に支給する場 合には100分の102.5、12月に支給 する場合には100分の107.5を乗じ て得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員 当該定年前再 任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に、6月に支給する場合には1 00分の48.75、12月に支給する場合 には100分の51.25を乗じて得た額 の総額

 $3 \sim 5$ (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1

給料表

職員	職務						
の区	の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
分							
定年	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
前再		円	円	円	円	円	円
任用	1	183, 500	230, 000	261, 300	287, 300	309, 800	335, 000
短時		184, 600	231, 500	262, 300	288, 900	311, 500	336, 900
間勤		185, 800	233, 000	263, 300	290, 400	313, 200	338, 700
務職	4	186, 900	234, 500	264, 300	291, 900	314, 700	340, 500
員以	5	188,000	236, 000	265, 300	293, 400	316, 100	342, 200
外の	6	189, 700	237, 500	266, 300	294, 900	317, 400	343, 900
職員	7	191, 300	239, 000	267, 300	296, 300	318, 700	345, 500

8	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320,000	347, 200
9	194, 500	242,000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800
10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500
11	197, 800	244, 800	271, 300	301,800	324, 900	352, 100
12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700
13	201,000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200
14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330,000	356, 900
15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500
16	206, 100	251,000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335,000	361, 700
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500
19	210,600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340,000	366, 600
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000
22	215, 200	257, 400	283, 800	317,000	343, 100	369, 600
23	216, 800	258, 400	285, 000	318,600	344, 700	371, 200
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
37	234, 400	270,000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271,600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100	351,000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402,000
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800

49	243, 800	278, 800	316, 300	360,000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361,800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381,000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369,000	385, 500	409,000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370,000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370,600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372,000	388, 300	410, 400
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410,600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412,000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340,600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380,000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381,000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381,600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	

	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
•	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
Ī	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
Ī	94		299, 400	347, 400			
	95		299, 700	347, 800			
	96		300, 100	348, 200			
Ī	97		300, 300	348, 400			
Ī	98		300,600	348, 800			
Ī	99		301,000	349, 200			
Ī	100		301, 400	349, 500			
Ī	101		301,600	349, 800			
	102		301, 900	350, 200			
	103		302, 200	350, 600			
Ī	104		302, 500	351,000			
Ī	105		302, 700	351, 500			
	106		303,000	351, 900			
Ī	107		303, 300	352, 300			
	108		303, 600	352, 700			
Ī	109		303, 800	353, 200			
Ī	110		304, 200	353, 600			
Ī	111		304, 600	353, 900			
	112		304, 900	354, 200			
Ī	113		305, 100	354, 700			
	114		305, 300				
Ī	115		305, 600				
•	116		306, 000				
Ī	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
•	120		307,000				
Ī	121		307, 400				
Ī	122		307, 600				
Ī	123		307, 900				
	124		308, 200				
Ī	125		308, 500				
年前 在用 時間		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600
勝 職							

第2条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の1 22.5、12月に支給する場合には100 分の127.5を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間における当該 職員の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じて、該当各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4) (略)$

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは、「10 0分の68.75」と、「100分の127.5」 とあるのは「100分の71.25」とする。

4·5 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

- 2 (略)
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれ基準日現在(退職し、 又は死亡した職員にあつては、退 職し、又は死亡した日現在。次の 項において同じ。)において受ける べき扶養手当及び地域手当の月額 を加算した額に、6月に支給する場 合には100分の102.5、12月に支給 する場合には100分の107.5を乗じ て得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員 当該定年前再 任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に、6月に支給する場合には1 00分の48.75、12月に支給する場合 には100分の51.25を乗じて得た額

改正後

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中 「100分の125」とあるのは、「100 分の70」とする。

4 • 5 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

- 2 (略)
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれ基準日現在(退職し、 又は死亡した職員にあつては、退 職し、又は死亡した日現在。次の 項において同じ。)において受ける べき扶養手当及び地域手当の月額 を加算した額に100分の105を乗じ て得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任 用短時間勤務職員 当該定年前再 任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に100分の50を乗じて得た額 の総額

の総額	
3~5 (略)	$3 \sim 5$ (略)

附則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次条において「改正 後の給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第31号

第6次福島町総合計画の変更について

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規 定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

1 第6次福島町総合計画(令和6年度12月改訂版) 前期実施計画(R6~R9)・展望計画

Γ		Ĥ	È	R13	0	, 400	, 000	0	97, 200	534,600	56,000	800	0	, 000	0	. 800	, 000	0	, 000	0	64,000	436,000	, 800	0	0	, 600	40,000	, 000	, 400	0	0	, 800	0	. 400	0	275, 200	000
		(単位・4日)	平原・ 一展望計画		0	5 182,	3 1, 255,	0	4 97,	12 1, 534,	2 56,	9 1.062.	0	1 5,	0	12 1.123.	1 22,	0	2 42,	0	3 64,	7 436,	3 96,	0	0	2 35,	1 40,	2 28,	15 636,	0	0	3 255,	0	2 19.	0	5 275.	47 3, 634.
			_	件数	800	00	100	000	000		000	100	0	200	0	000	200	0	000	0	009	00	001	0	0	006	000	7,000	300	0	6, 400	800	0	100	0	300	
				R9	197,	0 44, 100	28	0 19,000	0 24,300	0 322, 300	0 16,000	123	0	2,	0	141	125,	0	56,	0	0 181,500	00 317,000	<u>0</u> 27, 400	0	0	93,	0 10,000		455,	0		118,	0	76	0	201.	0 1, 302, 000
			年度別内訳	R8	119,800	44, 100	41, 100	19,000	24,300	248, 300	16,000	117, 100		5,000		138, 100	5,500		9,000		14, 500	179, 200	47, 400			78, 200	10,000	7,000	321,800		10,000	188, 500		27, 400		225, 900	948, 600
			年度)	R7	134, 500	52, 100	41, 100	19,000	28, 400	275, 100	16,000	116, 100	0	41,200	0	173, 300	7, 300	0	15,000	0	22, 300	241, 900	119, 600	0	0	8, 900	10,000	7,000	387, 400	0	0	121,900	0	50,000	0	171, 900	1, 030, 000
後	+	表		R6	161, 700	52, 700	59, 600	55, 500	40, 400	369, 900	20, 400	487, 400	32,000	0	0	539, 800	56, 200	0	37,800	0	94,000	220, 500	81, 300	12, 500	0	6, 100	16,000	7,000	343, 400	0	92, 500	70,600	0	45, 700	0	208, 800	. 555, 900
変 更		坦	#	総事業質	613, 800	193, 000	178, 900	112, 500	117, 400	215, 600	68, 400	843, 700	32,000	48, 700	0	992, 800	194, 500	0	117,800	0	312, 300	958, 600	275, 700	12,500	0	187, 100	46,000	28,000	507, 900	0	108, 900	499, 800	0	199, 200	0	807.900	836, 500 1.
	\mathrew \(\mathrew \)	築	-	不 赘	6		6	3	5	35 1.	4	12	2	1	0	19	4	0	4	0	œ	18	12	1	0	3	1	2	37 1.	0	1	3	0	9	0	10	109 4.
				一	水産業の振興	農林業の振興	観光業の振興	商工業の振興	就労・創業支援の充実	相小	子育て支援の充実	教育環境の充実	生涯学習の推進	スポーツの振興	地域文化の振興と継承	+ 4	高齢者福祉の充実	障がい者福祉と社会保障の充実	健康増進と保健・医療の充実	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	+## \\/	町の基盤整備の推進	防災・消防体制の充実	土地利用と自然環境の保全	環境衛生の充実	生活基盤の確保	生活安全の確保	地域生活を支える取組の推進	₩ 小	協働のまちづくりの推進	地域間交流の促進	移住・定住の支援	情報発信の充実	行財政運営の推進	広域行政の推進	和小	総合計
	1頁		1	基本方同		おきが	無米がおはた し、地域資源を	生かすまちづく n	N.			4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	欠回れを同及し、しながら、	学び合うまち グイッ				福祉・医療が充	実し、互いに認め合えるまなが					1 1 1 1 1 1	土台を編が女にし、安全安心に	奉の中のまちん ^ z	`					一人イトンのおね	働い、特統可能はよれば、	なまちつくり			
		H +	· 三 三 三	R10~R13	0	182, 400	255,000	0	97, 200	534,600	56,000	1, 054, 400	0	5,000	0	115, 400	22,000	0	42,000	0	64,000	436,000	96, 800	0	0	35,600	40,000	28,000	636, 400	0	0	255, 800	0	15, 100	0	270, 900	3, 621, 300
		(単位・	年三: 田室計画	件数 R1	0	2	3 1,2	0	4	12 1,8	2	9 1.0	0	1	0	12 1.	1	0	2	0	6	, 2	8	0	0	2	1	2	15 (0	0	6	0	2	0	2	47 3. (
				R9	181, 900	44, 100	34, 100	19,000	24, 300	303, 400	16,000	125, 500	0	2,500	0	144,000	125, 500	0	56,000	0	181, 500	316, 400	27, 400	0	0	93, 900	10,000	7,000	454, 700	0	6, 400	118,800	0	42, 600	0	167.800	1, 251, 400
			部	R8	103, 900	44, 100	34, 100	19,000	24, 300	225, 400	16,000	119, 500	0	5,000	0	140, 500	5, 500	0	9,000	0	14,500	189,000	27, 400	0	0	78,200	10,000	7,000	311,600	0	10,000	188, 500	0	50, 700	0	249, 200	941, 200 1.
			年度別内訳	R7	101, 900	102, 100	34, 100	19,000	28, 400	285, 500 2	16,000	106, 500	0	41,200	0	163, 700	7,300	0	15,000	0	22, 300	265, 900	125, 400	0	0	8, 900	10,000	7,000	417, 200	0	0	121,900	0	53, 200	0	175, 100	1, 063, 800
				R6	700	47, 700	77. 600	19,000	31, 400	323, 400 2	20, 400	492, 200	32,000	0	0	009	56, 200	0	37,800	0	94, 000	195,000 2	73, 300	12, 500	0	6, 100	16,000	7,000	006	0	92, 500	70,600	0	45, 700	0	800	1, 480, 700 1, 0
更		拓	ŧ	£IX	400 147.	238, 000 4	179, 900	76, 000 1	108, 400	1, 137, 700 32	68, 400	843, 700 49	32,000 3	48, 700	0	, 800 544.	194, 500 5	0	117,800 3	0	312, 300 9	966, 300 19	253, 500 7	12,500 1	0	187, 100	46,000	28,000	1, 493, 400 309.	0	108,900	800	0	200	0	. 900 208,	
拠	V/2	额	H	双 彩 中来	8 535.		10 179	2 76	5 108	34 1, 137	4 68	12 843	2 32	1 48	0	19 992,	4 194	0	4 117	0	8 312	18 966	10 253	1 12	0	3 187	1 46	2 28	35 1, 493	0	1 108	3 499,	0	6 192.	0	10 800.	106 4, 737, 100
			1	I	水産業の振興	農林業の振興	観光業の振興	商工業の振興	就労・創業支援の充実	- 本	子育て支援の充実	教育環境の充実	生涯学習の推進	スポーツの振興	地域文化の振興と継承	44 小	高齢者福祉の充実	障がい者福祉と社会保障の充実	健康増進と保健・医療の充実	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	a 小	町の基盤整備の推進	防災・消防体制の充実	土地利用と自然環境の保全	環境衛生の充実	生活基盤の確保	生活安全の確保	地域生活を支える取組の推進	4 小	協働のまちづくりの推進	地域間交流の促進	移住・定住の支援	情報発信の充実	行財政運営の推進	広域行政の推進	44 小	総合計
	1頁		+	基本方同		10 11 14 14	産業を活性化 し、地域資源を	生かすまちづく n	`			4	欠回 大 の な が の な が の 、 の な が の 、	学び合うまちく				福祉・医療が充	実し、互いに認め合えるまなが	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \				111111111111111111111111111111111111111	土台を強が女にし、安全安心に	奉のせるまちん						一人とひとのが存	働し、特徴回能	なまちつくり			

		(単位:千円)	画	R10~R13	317,800	120, 400	0	. 120, 900	246, 400	1, 811, 700	3, 617, 200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2, 400	0	0	2, 400	0	0	0	0	0	14, 400	14, 400
		(単位	展望計画	件数 R1				45 1.		-1	က်				0							1							1			
				R9	60,300	27, 100	0	521,500	187.200	484,000	1, 280, 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	0	0	3,800	0	0	0	14,500	0	3,600	18, 100
			内就	R8	53, 400	36, 600	0	331, 800	151, 800	353, 100	926, 700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3, 800	0	0	3, 800	0	0	0	14, 500	0	3,600	18, 100
	(当)		年 度 別	R7	20, 700	31, 600	0	221, 200	212, 600	440, 300	926, 400	0	0	0	16. 700	0	0	16, 700	0	0	0	47, 300	0	21, 500	68, 800	0	0	0	14, 500	0	3,600	18, 100
変更後	総括表(事業主体別内訳)		y.	R6	52, 400	48, 100	0	662, 000	206, 100	499, 100	1, 467, 700	0	0	0	23, 500	0	0	23, 500	1,500	0	0	16, 100	0	8, 200	25, 800	0	0	0	14, 500	20,800	3,600	38.900
20	総括表(:	# 茶 甲 ※	4米月	186, 800	143, 400	0	1, 736, 500	757, 700	1, 776, 500	4, 600, 900 1,	0	0	0	40, 200	0	0	40, 200	1,500	0	0	71,000	0	29, 700	102, 200	0	0	0	58,000	20,800	14, 400	93 200
		÷	/F-#4-					94		-1	41				2							∞							23			
			岩	7 1 197	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	事業費	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	事業費	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	事業費	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	申禁申
			用杂卡条用	± H K	H			重				H		_	洄				H			一部事務組合				H			その他			
	2頁		μ	p.																		#							W			
		(単位:千円)	国	R10~R13	315,000	118,400	0	1, 130, 900	232,000	1, 808, 200	3, 604, 500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400	0	0	2,400	0	0	0	0	0	14,400	14, 400
		(単位	展望計画	件数 R1				45 1.		-1	ත්				0							1							1			
				R9	60, 300	26, 600	0	524,000	172, 200	446, 400	1, 229, 500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	0	0	3,800	0	0	0	14, 500	0	3,600	18, 100
			内訳	R8	58, 400	32, 600	0	323, 600	136, 800	367, 900	919, 300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	0	0	3,800	0	0	0	14, 500	0	3, 600	18, 100
	1款)		年 度 別	R7	26, 100	27, 600	0	272, 300	197, 600	480, 300	1,003,900	0	0	0	OI	0	0	OI	0	0	0	41.800	0	ō	41,800	0	0	0	14,500	0	3,600	18, 100
変更前	総括表 (事業主体別内訳)			R6	51,800	47, 100	0	641, 900	206, 100	445, 600	1, 392, 500	0	0	0	23, 500	0	0	23, 500	1,500	0	0	16, 100	0	8, 200	25,800	0	0	0	14, 500	20,800	3, 600	38, 900
	総括表		華条車%	大米大学	196, 600	133, 900	0	1, 761, 800	712, 700	1, 740, 200	4, 545, 200	0	0	0	23, 500	0	0	23, 500	1,500	0	0	65, 500	0	8, 200	75, 200	0	0	0	58,000	20,800	14, 400	93, 200
			/F. **					93							2							9							22			
			間内部	7.1 BV	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	事業費	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	事業費	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	事業費	国庫支出金	道支出金	町負担金	地方債	その他	一般財源	車業車
			4 半 年	± H K				量					<u> </u>		洄							一部事務組合							その他		<u> </u>	

티행

(単位:千円) 展望計画 (R10~R13) 0 197,800 87, 300 産業振興資金貸付 付 利子補給 **保証料補給** R9 119,800 87, 300 付 利子補給 **保証料補給** 画 R8 【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針1) 【項目】 水産業の振興 年 度 別 計 6, 700 134, 500 10,000 産業振興資金貸付 付利子補給 **保証料補給** 87, 300 天蓋施設整備 **天蓋施設整備** 低天端岸壁整備 **低天端岸壁整備** 機能保全事業 (道路改良) R7 161, 700 16,000 14,000 7,500 水産加工業支援 金 87, 200 機能保全事業 (道路改良) R6 26,000 14,000 613,800 14, 200 概算事業費 宣 臣 宣 臣 6 産業振興資金貸付 事業 水産物供給基盤機 能保全事業 吉岡漁港岸壁改良 整備事業 <u>水産加工業支援事</u> 業 項目合計 事業名 (盤) (盤) (盤 (盤) (単位:千円) 展望計画 (R10~R13) 197,800 71, 400 R9 付 利子補給 119,800 71, 400 産業振興資金貸付 付 利子補給 別計画 R8 【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針1)【項目】 水産業の振興 134, 500 産業振興資金貨 付 利子補給 71, 400 闽 R7 年 87,200 7,500 147, 700 16,000 天蓋施設整備 低天端岸壁整備 **棄業振興資金貨** 機能保全事業 (道路改良) R6 7, 500 599, 800 概算事業費 事業 臣 臣 臣 ∞ 産業振興資金貸付 事業 水産物供給基盤機 能保全事業 吉岡漁港岸壁改良 整備事業 項目合計 事業名 (盤) (盤) (盤) (盤) 3∰

を活性化し、地域資源を生かすまちろくり(基本方針1) 年 度 別 計 画 事業 概算事業費 R6 R7 R8 R9 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 を活性化し、地域資源を生かすまちろくり(基本方針1) 薬の振興 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 別 計 画 F 度 図 別 計 画 F 度 図 別 計 画 F 度 図 別 計 画 F 度 図 別 計 画 F 度 図 別 計 画 F 度 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	4月【東本古四】 辞書 女洋平77 一 幸春發語 女子
(26 万田住化し、地域資源を生か寸まちろくり (基本方針 I) 事務	「一年十七日」 併掛か算字171 支持約治か子
事業 解算事業費 R6 R7 R8 R9 (R) FT 5.000 2 R0 2 R0 R0 R0 PT 5.000 52.700 2 44,100 44,100 PT 5.000 2 44,100 44,100 PT R0 R7 R8 R9 R9 PT R8 R6 R7 R8 R9 R8 PT R6 R7 R8 R9 R8 R1 R6 R7 R8 R9 R8 R1 R6 R7 R8 R9 R8 R2 R6 R7 R8 R9 R8 R1 R6 R7 R8 R9 R8 R2 R6 R7 R8 R9 R8 R1 R6 R7 R8 R9 R8 R1 R6 R7 R8 R8 R9 R8 R1 R6 R7 R6 R7 R6 R7 R7 R2 R9 R9 R9 R9 R9 R8 R9 R9 R8 R1 R6 R7 R7 <t< td=""><td>M】産来を白耳につ、農林業の振興</td></t<>	M】産来を白耳につ、農林業の振興
193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 193,000 19	無
193,000 52,700 22,100 44,100 44,100 32,000 32,100 32,100 44,100 44,100 34,100 34,100 34,100 34,100 34,100 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,	主体 兔弄手来貝
Figure Base Bas	
9 193.000 52.700 52.100 44,100 44,100 事業 概算事業費 年度別計画 中 26.700 22.100 44,100 44,100 中 193.000 52.100 44,100 44,100 事業 概算事業費 年度別計画 R8 R9 (R 事業 概算事業費 R6 R7 R8 R9 (R 中 26.700 22.702 22.702 2.27.032 2.27.032 2.27.032 中 26.700 28 2.000 2.000 2.000 3.000	5,000
9 193,000 52,700 52,100 44,100 44,100 ※ の振興 本の振興 年度別計画 原 事業 年度別計画 所 R8 R9 R9 事業 年度別計画 所 R8 R9 R9 事業 年度別計画 R6 R7 R8 R9 R9 事業 年度別計画 R6 R7 R8 R9 R9 日本 2 2 2 2 2 2 2 田 2 2 2 2 2 2 2 2 2 田 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 </td <td>(約)</td>	(約)
変更後 変更後 (26.700 金属・アンコン (26.700 金属・アンコン (26.700 金属・アンコン (20.700 金属	6
変更後 (全活性化し、地域資源を生かすまちづくり (基本方針 I) 事業 概算事業費 R6 R7 R8 R9 (R 正本・ション アニメーション アニメーション アニメーション (R 正本・ション アニメーション アニメーション アニメーション (R 26.700 金順 公開 9.700 7.000 7.000 7.000 3.000	
(26.700 金属) (1000 を 1.00) (11) (11) (12) (13) (14) (15) (15) (16) (16) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17)	
#	「向】産業を活性化し、観光業の振興
Fife Marther Fife Fi	華業
II	上体 死手来足
Fig. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(短)
T = x = x = y = x	
フェメーション フェメーション アニメーション 存成 作成 大き ファーメーション ファーメーション ファーメーション ファーメーション ク間 ク間 ク間 ク間 ファロク ファロク ファロク ファロク ファロク ファロク ファロク ファロク	(規)
9,700 7,000 7,000	<u>アニメ</u> 作成 アニメ 26,700 公開
6	項目合計 9 178,900

				変更前								桜	河 後				
6頁									6頁								
[基本方向] 産 【項目】 商二	産業を活性化 商工業の振興	産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり(基本方針1) 商工業の振興	を生かすまり	ちづくり(基本	(方針 I)				【基本方向】産業 【項目】 商工	産業を活性化 商工業の振興	産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり 商工業の振興	生かすまち	づくり (基本方針 I)	方針 I)			
							(東	(単位:千円)								(単位	(単位:千円)
丰 松	# # :	朝衛車紫華		年 度 別	当 計 画		展點	展望計画	無	#:	群領 車 紫 車		年 度 別	画		展望計画	国
I.K	计	Z X + + X Z	R6	R7	R8	R9	(R10	~R13)	Į. K	计	X X + 4 X	R6	R7	R8	R9	(R10~]	R13)
(曜)									(略)								
									出体经济聚争古提			地域商品券発行					
									無	国	36, 500	26 500					
項目合計	2	76, 000	19, 000	19,000	19, 000	19,000			項目合計	ကျ	112, 500	55, 500	19, 000	19,000	19, 000		
																-	
				変更前								拠	三 美				
7頁									9頁								
【基本方向】 産 【項目】 財会	業を活性労・創業	[基本方向] 産業を活性化し、地域資源を生かすまちろくり(基本方針1) [項目] - 財光・創業支援の赤泉	を生かすまり	ちづくり(基本	:方針 I)				【基本方向】次世 【項目】 教育	次世代を育成し 教育環境の布実	[基本方向] 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり (基本方針II) [項目] 教音機増の末葉	学び合うます	ちづくり(基2	本方針11)			
)	(単位:千円)								(単	(単位:千円)
中	事業	華 報 華		年 度 別	別 計 画		展型	展望計画	中兼	業	声		年 度 別	車		展望計画	垣土
# 4	上体	2年中米月	R6	R7	R8	R9	(R10-	~R13)	# T	计本	医半中米瓦	R6	R7	R8	R9	(R10~)	R13)
(報)									(略)								
		設	設備投資助成金	設備投資助成金	設備投資助成金	設備投資助成金	設化	設備投資助成金			設備	設備投資助成金 設	設備投資助成金 認	設備投資助成金 認	設備投資助成金	設備技	設備投資助成金
チャレンジスピ リット応援事業	m)	36,000							チャレンジスピリット応援事業	<u>f</u>	45,000						
			9,000	6,000	9,000	9,000		36,000				18, 000	9,000	9,000	9,000	-	36,000
(路)									(場)								
項目合計	5	112, 500	31, 400	32, 500	24, 300	24, 300	4	97, 200	項目合計	5	117, 400	40,400	28, 400	24, 300	24, 300	4	97,200
基本方向合計	33	1, 225, 200	325, 400	329, 200	248, 300	322, 300	12	1,534,600	基本方向合計	35	1, 215, 600	369,900	275, 100	248,300	322, 300	12 1	1, 534, 600
											-				-		

			(単位:千円)	展望計画	10~R13)		I C T 支援員派遣備売資金組合年賦金	25, 200		1, 054, 400	1, 123, 800
				鱼	(R		量			6	12
					R9		1 C T 支援員派 遺 備売資金組合年 賦金	6, 300		125, 500	141, 600
		×方針 Ⅱ)		軍場	R8		1 CT支援員派 遺 備売資金組合年 顧金	6, 300		119, 500	138, 100
更後		こづくり(基2		年 度 別	R7		1 C T 支援員派 1 遺 備	18, 300		106, 500	173, 300
変		、学び合うまた			R6		1 C T 支援員派 1 画 画 コンピュータ 画 部 コンピュータ 画 部 新 4,800 ネットワークア コ セスメント業務 新	3, 900		492, 200	539, 800
		成し、 つながり 充実		超位市米弗	风弄中米貝		34, 800			843,700	992, 800
		次世代を育成し 教育環境の充実		事業	主体		Ē			12	19
	9頁	【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり(基本方針II) 【項目】 教育環境の充実		車業々	中 米石	(婦)	教育用コンピュー タ等整備事業		(曜)	項目合計	基本方向合計
			(単位:千円)	展望計画	(R10~R13)		1 C T 支援員派遣 備荒資金組合年賦 金	16, 800		9 1,046,000	1,115,400
)		量			0,	12
					R9		I CT支援員派遣 遭備荒資金組合年 賦金	8, 700		127, 900	144, 000
		本方針11)		厘 場 1	R8		I C T 支援員派 遣 備荒資金組合年 頑金	8, 700		121, 900	140, 500
変 更 前		: ちづくり (基		年 度 別	R7		CT支援員派 計流資金組合年 3金 コンピューク更	8, 700		96, 900	163, 700
Rivi		り、学び合うま			R6		I C T 女援員派 C T 女援員派 面	8, 700		497, 000	544, 600
		成し、 のなが 充実		華 恭 車	似并中未其		34,800			843, 700	992, 800
		次世代を育成し 教育環境の充実		事業	主体		Ē			12	19
	9頁	【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり (基本方針Ⅱ) 【項目】 教育環境の充実		車業々	# #	(略)	教育用コンピュー ダ等整備事業		(2年)	項目合計	基本方向合計

		=			参 ド	100				\$	000		剩	100		000
		(単位:千円)	展望計画	R10~R13)	が内台車耐火物 交換 然施空気プロア 交換 ほか	25,100				福島漁港線	182,000		補修工事、補修 設計、橋梁点 檢、計画策定	83, 100		436,000
				0									Ē			7
				R9	炉内台車耐火物 交換 排気ファン交換 ほか	7,800				赤川2号線 外 2路線	110,000		折加內橋 橋梁点検10橋 計画策定54橋	52, 200		317, 000
		基本方針IV)	国	R8	タッチパネル本 体交換 排気ファン交換 炉圧ダンパー交 機ほか	9,600				沙見町2号線 外 1路線	48,000		折加内橋 橋梁点検44橋	41,800		179, 200
5 更 後		まちづくり()	年 度 別		タッチパネル本 体交換 <u>オイル減圧弁交</u> 機	2, 100	長寿命化計画	4,000		70- 41	0		熊野橋 <u>月崎2号団地1</u> 号橋補修設計	15, 400		241, 900
交		いた暮らせる		-	大韓/阿沙森瓦 分後 後續 人 李華場照明修繕 14	2,000	mtsl			川原町汐見町線 L=220m W=4, 3~8.0m	20,000		松倉橋	32, 500		220, 500
		生活基盤が安定し、安全安 町の基盤整備の推進	首体中米華		21, 500		4,000			208,000			141,900			958, 600
		5 基盤がり基盤整数	無	主体	朣		臣			鱼			亩			18
	14頁	【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり (基本方針IV) 【項目】 町の基盤整備の推進	中米々	事 案名	火葬施設機器更新 事業		町営住宅長寿命化 等事業		(岩)	町道整備事業		(盤)	橋梁長寿命化事業		(報)	項目合計
	1		_		-2 Infi		田柳			田			本			
						0					0		1	0)
		(単位:千円)	展望計画	(R10~R13)	が内台車耐火物 交換 燃焼空気プロア 交換 ほか	25, 100		=		福島漁港線 外	182, 000		補修工事、補修 設計、橋梁点 門 檢、計画策定	83, 100		7 436, 000
		() () () () () () () () () () () () () (展望計画)		7, 200 25, 100		-		A 福島漁港線	110, 000 182, 000		朣	52, 200 83, 100		
			画	R9 (炉内台車耐火物 交換 炉圧ダンパー交 投 ほか	7, 400 7, 200	長寿命化計画	8,000		赤川2号線 外 福島漁港線 2路線	000		折加內橋 橋梁点検10橋 計画策定54橋 町	200		400
※ 更 前			画	R9 (2, 100 7, 400 7, 200	長寿命化計画	8,000		町線 沙見町2 5 字線 赤川2 5 字線 「福島街港線 久1 路線 2 Banda 2 Ba	28,100 48,000 110,000		朣	15, 300 45, 800 52, 200		316,400
			度別計画	R7 R8 R9 (火業が耐火体	7, 400 7, 200		8,000		<u>III聚町沙見町橋 III聚町沙見町橋 沙見町で</u> 沙月町で与線 赤川でラ線 木川で 上 = 100m 上 = 100m 大 1路線 2路線 2路線 W=8.0m W=8.0m	48,000 110,000		折加内橋 折加内橋 上面 上面 上面 上面 上面 上面 上面 上	300 45,800 52,200		<u>195,000</u> <u>265,900</u> <u>189,000</u> <u>316,400</u> 7
≡ <			年度別計画 年	R7 R8 R9 (#ダファン交換 が内台車耐火物 炉圧ゲンパー交 交接 機ほか 整匠ダンパー交 整 ほか	2, 100 7, 400 7, 200	長寿命化計画	8,000		II版町方見町線	28,100 48,000 110,000		無野橋 Fが加り橋 が加り橋 一個全型電車 整型の橋 一個電車 電影点像10橋 平面策定54橋 電影点像44橋 電影点像44橋 電影点像44橋	15, 300 45, 800 52, 200		<u>265, 900</u> <u>189, 000</u> <u>316, 400</u> 7
≡ <		(基本方向)生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり(基本方針IV) 項目 町の基盤整備の推進 	年度別計画 年度別計画	R6 R7 R8 R9 (火業が耐火体	2, 100 7, 400 7, 200		8,000		<u>III聚町沙見町橋 III聚町沙見町橋 沙見町で</u> 沙月町で与線 赤川でラ線 木川で 上 = 100m 上 = 100m 大 1路線 2路線 2路線 W=8.0m W=8.0m	28,100 48,000 110,000		佐倉橋 無野橋 野加内橋 野加内橋 野加内橋 日曜 2号田地 藤梁点後10橋 日曜 2号 日曜	15, 300 45, 800 52, 200		<u>195,000</u> <u>265,900</u> <u>189,000</u> <u>316,400</u> 7

			(単位:千円)	展望計画	~R13)		避難路整備 コンテナ整備	80,000													96, 800
			(連	展堂	(R10		類に				-						_				0
					R9		避難路整備 コンプナ整備	20, 000													27, 400
		(基本方針IV)		軍場	R8	<u>非常用電源設備</u> 更新	000	20,000													47,400
変 更 後				年 度 別	R7	11th Imd	tic tic	7. 200			40,000		1000年 1000年 1000年	高規格数急目動車更新10 車更新1合	43, 500		<u>L3SII、ルーター</u> 等	5, 500	エアコン設置工事	16,000	119, 600
Kill		安心に暮らせる			R6		itica Elez	3, 900		潤内/II/=100m 板橋/II/=46m 測量調査設計 外	48,000										81,300
		生活基盤が安定し、安全3時ページによった。	年間の元米	超俗声张带	松开丰木具	20,000	51, 100		1	88,000				43, 500			5.500		16,000		275,700
		五基盤が	· · /HP/	華業	主体	町	用			重							- 暴		翠		12
	16頁	【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり 「でロ】 ・※ ・※昨午申・・・・・		車業々	#**	防災・減災対策事 業	日本海溝・千島海溝田辺海溝型山海岸における神波型地震緊急事業		(屋)	普通河川整備事業		(盤)		高規格救急自動車 更新事業		(岩)	消防救急デジタル 無線更新事業		福島消防署冷房設 備設置事業		項目合計
	1					E22 31/V				4 4				4E W/			冷帆		***		0
			(単位:千円)	展望計画	110~R13)		避難路整備 コンテナ整備	80, 000													96, 800
				¥	(R																3
					R9		避難路整備 コンテナ整備	20, 000													27, 400
		(基本方針IV)		軍場	R8		避難路整備 コンテナ整備 ・	20,000													27, 400
変 更 前				年 度 別	R7	<u>非常用電源設備</u> 更新	000	20,000		個島川	40,000		10000000000000000000000000000000000000	高規格救急目動 車更新 1 台	38,000						125, 400
En		安心に暮らせる			R6	rest = 4	建波避難対策計 画策定	3,900		獨内川E-100m 板橋川E-46m 測量調査設計 外	40,000										73, 300
		生活基盤が安定し、安全3时に、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4回2元夫	超位电光电	克米 中米克	20, 000	63.900		1	80,000				38, 000		1					253, 500
		5基盤が5	(HP)01	華	主体	ĦŢ	臣			宜				票							9
	16頁	【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり 「宿日」		申张夕	+ +	防災・減災対策事 業	日本海洋・千島海洋の辺海洋型と海洋のおける海洋型出線をいる神波を開発を開発を開発を開発を開発を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	,	(場)	普通河川整備事業		(場)		高規格救急自動車 更新事業		(屋)					項目合計

					L	ō		Ō	ō.	П			-		dans'	0			_ ol	Ol	Οl
		王 : : :	(甲化·丁円) =均主而	展室計画 (RIO~RI3)	冬期間における 増高費助成	20,000		28,000	636, 400		(単位:十田)	展望計画	10~R13)		備荒資金組合償 還金	12, 400			19, 400	275, 200	3, 634, 000
				₩ W				2	15			m	R)						2	2	47
				RG	冬期間における 増嵩費助成	5,000		7,000	455, 300				R9		備荒資金組合償 還金	15,900 改善センター解 体・外構工事	30,000		76, 100	201, 300	1, 302, 000
		(基本方針IV)	温		317.2	5,000		7,000	321, 800		ήV)	国	R8		備荒資金組合債 還金 遠金	15.900 福島生活改善セ ヴ ンター解体工事 体 実施設計	3, 200		27, 400	225, 900	948, 600
並 軍 後	K		年 町	X /	25 TH	5,000		7,000	387, 400	変 更 後	くり(基本方針V)	年 度 別	R7		備荒資金組合價 侦還金	13,600			50, 000	171, 900	1, 030, 000
ĬŽ	70	安全安心に暮らせるまちづくり 組の推進		RG	317.2	5,000		7,000	343, 400	m	可能なまちづ		R6		備荒資金組合價 還金	13, 600			45,700	208,800	1, 555, 900
				概算事業費	20,000			28,000	1, 507, 900		一人ひとりが協働し、持続可能なまち <i>づ</i> くり 行財政運営の推進	超貨車業費	以来 + * * *		29, 000	33, 200			199, 200	807, 900	4, 836, 500
		生活基盤が安定し、 地域生活を支える耶	排	半年米	宦			2	37		一人ひとりが協働 行財政運営の推進	# # :	主体		朣	ΕŪ			9	10	109
	20頁	【基本方向】生活; 【項目】 地域		事業名	冬の生活支援事業		(居)	項目合計	基本方向合計	ii o	23.其 【基本方向】一人` 【項目】 行財`	華 採 次	7 *	() () () () () () () () () ()	情報系サーバ・業 務用ペソコン更新 事業	町有財産管理事業		(場)	項目合計	基本方向合計	総合計
-			_		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						. 4										
		E T	(甲化·丁円) =均主而	展製計画 (R10~R13)	冬期間における 増割費助成	20, 000		28, 000	636, 400		() 进位:十日)	展望計画	10~R13)		備荒資金組合償 還金	8, 100			15, 100	270, 900	3, 621, 300
			Ш	₩ ₩				2	15			画 、	R)						2	5	47
				Rq	冬期間における 増富費助成	5,000		7,000	454, 700				R9			12, 400			42, 600	167, 800	1, 251, 400
		(基本方針IV)	国	E	21.12	5,000		7,000	311, 600		(A +41	国	R8		經	12,400 改善センター経 体・外構工事	30,000		50, 700	249, 200	941, 200
祖 単 歩	K	2	年 町 別	X.	317 S	5,000		7,000	417, 200	変 更 前	sくり(基本方針V)	年 度 別	R7			13,600 福島生活改善七 ンター解体工事 実施設計	3, 200		50,000	175, 100	1, 063, 800
**	01	安全安心に暮らせるまちづく 組の推進		BR	5172	5,000		7,000	309, 900	m	持続可能なまちづく		R6		備荒資金組合價值	13,600			45, 700	208, 800	1, 480, 700
		生活基盤が安定し、安全安心 地域生活を支える取組の推進		概算事業費	20,000			28,000	1, 493, 400		ک	梅貸車業費	XX++XX		25.000	33, 200	1	<u> </u>	189, 000	800, 900	4, 737, 100
		基盤が多 生活を支	報車	平半年	宦			23	35		一人ひとりが協働 行財政運営の推進	無	上体		鱼	ĦŢ			9	10	106
	20頁	【基本方向】生活基 【項目】 地域		事業名	冬の生活支援事業		(場)	項目合計	基本方向合計	Ĭ.	23月 【基本方向】一人① 【項目】 行財政	車業分		(開)	情報系サーバ・業 務用パソコン更新 事業	町有財産管理事業		(股)	項目合計	基本方向合計	総合計

議案第32号

福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

記

	新たに生じた土地	面積
埋立区域A	福島町字館崎82番1、83番1、 83番2、83番6、83番45、 676番2地先の公有水面埋立地	2,619.05 m²
埋立区域B	同地番先	3 0 8. 2 9 m²
埋立区域C	同地番先	4 1 1.7 0 m²

議案第33号

福島町の字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更する。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

記

ウのタチ	変更する字の	区 域
字の名称	編入する公有水面埋立地	面積
	[埋立区域A]福島町字館崎82番1、83番1、83番2、83番6、83番45、676番2地先の公有水面埋立地	2,619.05 m ²
字館崎	[埋立区域B] 同地番先	308.29 m²
	[埋立区域C] 同地番先	4 1 1.7 0 m²

議案第34号

令和6年度福島町一般会計補正予算(第7号)

令和6年度福島町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,158千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,742,544千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 263,612	千円 1,032	千円 264,644
	1 国庫負担金	133,206	650	133,856
	2 国庫補助金	128,620	382	129,002
14 道支出金		194,298	526	194,824
	1 道負担金	118,198	325	118,523
	2 道補助金	60,465	191	60,656
	3 道委託金	15,635	10	15,645
16 寄付金		70,100	1,475	71,575
	1 寄付金	70,100	1,475	71,575
17 繰入金		442,808	54,968	497,776
	1 他会計繰入金	3,469	413	3,882
	2 基金繰入金	439,339	54,555	493,894
19 諸収入		158,360	1,843	156,517
	5 雑入	69,372	1,843	67,529
歳 入	合 言	† 4,686,386	56,158	4,742,544

歳 出

款	項	補正前の額		計
WA	**	千円		千円
1 議会費		50,612	247	50,859
	1 議会費	50,612	247	50,859
2 総務費		529,595	665	528,930
	1 総務管理費	369,117	1,023	368,094
	3 戸籍住民基本台帳費	24,523	348	24,871
	5 統計調査費	226	10	236
3 民生費		627,092	1,600	628,692
	1 社会福祉費	540,403	1,000	541,403
	2 児童福祉費	81,181	600	81,781
4 衛生費		428,124	1,557	429,681
	1 保健衛生費	178,699	1,358	180,057
	2 清掃費	249,425	199	249,624
6 農林水産業費		272,641	4,590	277,231
	1 農業費	31,872	459	32,331
	2 林業費	61,670	1,553	63,223
	3 水産業費	179,099	2,578	181,677
7 商工費		148,392	1,239	149,631
	1 商工費	148,392	1,239	149,631
8 土木費		304,835	4,290	309,125

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	千円 193,135	千円 670	千円 193,805
	5 住宅費	25,682	3,620	29,302
9 消防費		260,930	1,167	262,097
	1 消防費	260,930	1,167	262,097
12 諸支出金		271,179	19,588	290,767
	2 特別会計繰出金	267,679	19,588	287,267
13 職員給与費		653,531	22,545	676,076
	1 職員給与費	653,531	22,545	676,076
歳 出	合 討	4,686,386	56,158	4,742,544

歳入歳出予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	千円 263,612	千円 1,032	千円 264,644
14 道支出金	194,298	526	194,824
1 6 寄付金	70,100	1,475	71,575
17 繰入金	442,808	54,968	497,776
19 諸収入	158,360	1,843	156,517
歳 入 合 計	4,686,386	56,158	4,742,544

(親田)

款

2 総務費

1 議会費

3 民生費

4 衛生費

247

般財

400

1,209

4,583

1,239

4,290

1,167

19,588

1,264

		争	T 0	1,939	0	0	7	0	0	0	0	68	1,843
祖子	1 1	4 9											
超しい酸	E E	信	r - o	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共	£	进 力											
		併	E + o	10	1,200	348	0	0	0	0	0	0	1,558
	华	国道大田											
_										l			
	 		50,859	528,930	628,692	429,681	277, 231	149,631	309,125	262,097	290,767	676,076	4,742,544
	補下額		247	965	1,600	1,557	4,590	1,239	4,290	1,167	19,588	22,545	56,158
	補下前の額	H	50,612	529,595	627,092	428,124	272,641	148,392	304,835	260,930	271,179	653,531	4,686,386
													

22,456

56,443

⟨□

丑

长

13 職員給与費

12 諸支出金

9 消防費

7 商工費

8 土木費

6 農林水産業費

歳

13款 国庫支出金 14款 道支出金

175

175 障害者介護給付費等負担金

濃く

1.3款

国庫支出金 1項 国庫負担金

(単位:十円)	В	7A	350			000	900			
	XI	TH.	障害者介護給付費等国庫負担金			陪字旧故部处付费实团库各日今	ᆙᄙᄼᇄᄧᅑᇑᄓᇦᇼᆸᆁᆂᇦᅺᅹᄑ			
		額	350			000	200			
	£	金								
	節	区分	2 障害者介護給	付費等国庫負	田	5 陪审1日批单几40	3 厚舌沉肥政部 计事务记录	小質寺苎庫貝	田	
	T-#	ш	133,716			•				133,856
	2年 1: 1:1	4	059							099
	場の非出無	1冊111円 911 02 合具	133,066							133,206
一分 国体分记业	а	П	1 民生費国庫負担金							 早

13款 51

国庫支出金 2項 国庫補助金

150 232 障害者自立支援事業費等補助金 出産・子育て応援交付金 150 232 1保健衛生費補 助金 援事業費等補 助金 1 障害者自立支 11,070 129,002 11,384 382 150 232 128,620 10,838 11,234 訨 3 衛生費国庫補助金 2 民生費国庫補助金

道支出金 14款

道負担金 1.通

3 障害者介護給 付費等負担金 114,703 325 114,378 1 民生費負担金

14款 道支出金

14款

道支出金 1項 道負担金

\sim 1					
(単位:千円)			障害児施設給付費等負担金		
		金額	150		
	節	区分	8 障害児施設給	付費等負担金	
	† =	ıπ			118,523
	198 ユ: #7	Ⅎ			325
	超一架 二架	作用上記の名			118,198
1項 道負担金	П	ш			埠

14款 道支出金 2項 道補助金

2 民生費補助金	8,651	75	8,726	1 社会福祉費補 助金	75	障害者自立支援事業費等補助金	75
3 衛生費補助金	8,942	116	9,058	6 保健衛生費補 助金	116	出産・子育て応援交付金	116
14年	60,465	191	959'09				

14款 道支出金 3項 道委託金

-	
10	
各種統計調查委託金	
10	
2 統計調査費委 託金	
15,393	15,645
10	10
15,383	15,635
1 総務費委託金	1 111

寄付金 1項 16款

寄付余

					:加串)
77	第一 第 二 第 一 第 一 第 一 第 二 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1	†	節		######################################
Ë	の第一、第一に	п	长 図	金額	
	100 1,475	1,575	1一般寄付金	1,475	一般寄付金 1,475
	70,100 1,475	71,575			

17款 繰入金 1項

他会計繰入金

1 介護保険特別会計繰入金	3,469	413	3,882	1 介護保険特別 会計繰入金	413	介護保険特別会計繰入金	413
和四	3,469	413	3,882				

繰入金 2 頃 17款

基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	272,832	54,555	327,387	1 財政調整基金 繰入金	54,555	財政調整基金繰入金	54,555
抽	439,339	54,555	493,894				

19款 諸収入 5項

人群

1 雑人	67,372	1,843	62, 259	4 保険料負担金	104	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入	
				以入			104
				0 雑人	1,947	支障物件補償金	1,947
垾	69,372	1,843	67,529				

19款 諸収入 17款 繰入金 16款 寄付金 歳 出

搬出 C 模

議会費 1項 議会費

_						
(単位:千円)		8		247	247	
		Д: 	TO THE STATE OF TH	議会運営費	3 議員期末手当	
			鎔	247		
			쒀			
	<u>*************************************</u>	III	☆	3 職員手当等		
	出		一般財源	247	,	247
	財源内	巡				0
	額の関	Ħ	七			0
	補	特定	金田3			0
		1110		50,859		50,859
		補正額	l	247		247
頂 議会費		補下前の額		50,612		50,612
1			Ī	1議会費		+-

2款 総務費 1項

総務管理費

300	2 2	200	122	1,947	
302	009		122	了中継局管理費 1,947 塩釜地区無線共聴施設支障移転委託料	
一般管理費 10 消耗品費	18 福祉協会負担金一件を管理費	17 广用備品購入費	車輌管理費 10 消耗品費	1,947 テレビ中継局管理費 12 塩釜地区無線共曜	
300	200	7	122	1,947	
10 需用費	17 備品購入費	18 負担金・補助及び交付金	10 需用費	12 委託料	
802			122		924
				1,947 諸収入	1,947
					0
					0
70,360			22,567	2,833	368,094
802			122	1,947	1,023
69,558			22,445	4,780	369,117
1一般管理費			5 財産管理費	12 テレビ中継 同管理費	

2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)							-				T	
(単位					230	2	44	37	16	16		
		뜌	ŗ.	348								
		Π.	БЛ	戸籍住民基本台帳費	2 フルタイム会計年度任用職員給料	ო	一 3 期末手当(フルタイム)	က	4 共済組合負担金	4 社会保険料		
			金額	230		86		32				
	<u>₹</u> 2	E E	区分	2 給料		3 職員手当等		4 共済費				
	計		一般財源	340				,		,		340
	財源内	娯	その他	∞	諸収入	, :						8
	額の	相	方債		41112							0
	祖 正	批批	3.出金									0
###\		†	ī	24,871								24,871
戸籍住民基本台帳費		補下額	1	348								348
3項 戸籍住		補下前の額		24,523								24,523
8		Ш	I	1 戸籍住民基	本台帳費							

2款 総務費 5項

5 項 統計調查費

10	10	
指定統計調查費	3 時間外勤務手当	
10		
3 職員手当等		
		0
		0
		0
10	道支出金	10
236		236
10		10
226		226
1 指定統計調	村	丰

民生費 1.項 沖会福祉費 3款

			-			-		
				300	200			
	田	!	1,000					
				合付費				
				E活用具	atm/			
			[事業費	5者日常5	長具給付費			
			亨害者福 祉	19 障害	19 補装			
		額					,	
		쒀	~					
\$0 \$1	<u>R</u>	次						
		×	9 扶助費					
	F: 1	型	250 1			-		250
可能	ሴፖ							
渡	源							0
り財	財	債名						0
額 (九						
坦	田	金が	00	俎				00
幹	华	国道支出	7.6	国庫支出	2(道支出金	25	750
	丰		32,126					541,403
	正額		1,000					1,000
	無							
	前の額		1,126					540,403
	補正則		23					54
	Ш		福祉総	nh/				
	_		1社会	務費				- Tinta
	内 訳	正額 補正額の財源内訳 節 正額 計 特 定 財 源 「whise	補正前の額 補 正 額 計 計 所 所 所 所 有正前の額 補正前の額 計 持 定 財 所 所 所 国道支出金 地 方 6 そ の 他 区 分 金	補正前の額 補 正 額 計 正 額 計 正 額 財 源 内 部 中級財源 中級財源 下 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	補圧前の額 補 正 額 一般財源 日本財源 日本財源	補圧前の額 補 正 額 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	補正前の額 補 正 額 方 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 的 形 形 所 所 所 所	補正前の額 補 正 額 計 正 額 方 積 之 の は 源 内 訳 一般財源 内 財 源 内 計 源 内 計 源 内 計 源 内 計 源 内 計 源 内 計 源 所

民生費 2項 3款

児童福祉費

		_	_			
	009	009				
	児童発達支援費	19 障害児給付費				
	009					
	150 19 扶助費					
	150					150
						0
						0
	450	国庫支出金	300	道支出金	150	450
	4,486					81,781
正見	009					009
2. 块、儿里悄吓员	3,886					81,181
7	1 児童福祉総	務費				苮
			_		_	

4款 衛生費 1項 保健衛生費

(出)						-	-	-	-		T	-	-	-	-	-	
(単位:千円)					287	9	89	29	25	19			85	354	129	326	
		田		464								894					
		XD=2000		出産・子育て応援交付金給付事業費	2 フルタイム会計年度任用職員給料	3 時間外勤務手当	3 期末手当(フルタイム)	3 勤勉手当(フルタイム)	4 共済組合負担金	4 退職手当組合負担金		ガン検診推進事業費	12 がんリスク検査委託料	12 胃ガン検診委託料	12 肺ガン検診委託料	12 子宮ガン検診委託料	
			金額	287		133		44				894					
	\$0 \$1	<u></u>									+						
			区分	2 給料		3 職員手当等		4 共済費				12 委託料					
9	訊	H	一揽别源	116		-		,		,		894		-		,	1,010
	源内	兴	9														0
	の財	財	債 そ								-						0
	額	迅	九														
	補正	特	国道支出金	348	国庫支出金	232	道支出金	116				,					348
		祌	ш.	17,151			<u>~~</u>					38,564					180,057
生費		補正額		464							1	894					1,358
1項 保健衛生費		補正前の額		16,687								37,670					178,699
		ш		1 保健衛生総	務費							2 予防費					

4款 衛生費

H		

	199	
	広域事務組合費	
	199	
	18 負担金・補助	及び交付金
	199 18 1	
	123,923	
	199	
7 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	123,724	
J	2 広域事務組	包

6款 農林水産業費 4款 衛生費

衛生費 2項 4 款

_ 1					1
(単位:千円)				199	
		7H		液島西部広域事務組合負担金(衛生部門)	
				18 渡島西部	
			路		
	\$	蓝	併		
			X X		
	計		一般財源		199
	財源内	票	そのも		0
	額の	此	方		0
	補正	拉	第出3		0
		苮	ī		249,624
		補下額	1		199
2項 清掃費		補下前の額	KH S E THE		249,425
2		Ш	I		杣山
				<u> </u>	

6款 農林水産業費 1項 農業費

459	53 298	108	}	
	10 燃料費 12 施設管理委託料	17 暖房用機器購入費		
23	298		108	
10 需用費	12 委託料		17 備品購入費	
459	,			459
				0
				0
			,	0
28,843				32,331
459				459
28,384				31,872
3 農業振興費				11111

農林水産業費 2項 林業費 6 款

1,107	原木しいたけ生産拡大支援事業補助金 1,107
林業振興費	18 原木し
1,107	
1,107 18 負担金・補助	及び交付金
1,107	
25,617	
1,107	
24,510	
2 林業振興費	

6款 農林水産業費 2屆 林業費

<u>_</u>				-				-				-	
(単位:千円)					195	4	41	34	σ	D 7	<u>+</u>	149	
		田田	3	446									
	₩		熊等による被害対策費	2 フルタイム会計年度任用職員給料	3 時間外勤務手当	3 期末手当(フルタイム)		7 井姿組合自拍令		4 11 57 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	17 事業用備品購入費		
			金額	195		19		23			841		
	拾	교	次 次	2 給料		3 職員手当等		4 共済書			1. 油品網入貨		
	訊	H. 10	一般汎源	439							<u>=</u>		1,546
	財源内	源	その 色	7	諸収入								7
	正額の	定財	方 債										0
	補	软	出第										0
		苮		12,388									63,223
		補正額		446									1,553
2.頃 林業賃		補正前の額		11,942									61,670
7		Ш		4 熊等による	被害対策費								+ 400

6款 農林水産業費 3項 水産業費

		-			
「蝦夷アワビ」ブランド化事業費	578	578	2,000	2,000	
新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費		10 消耗品費	水産加工業支援事業費	18 水產加工業支援金	
929		2,000			
2,578 10 需用費		18 負担金・補助	及び交付金		
2,578	. •				2,578
					0
					0
					0
130,864					2,578 181,677
2,578					2,578
128,286					179,099
2 水産振興費				,	***

7款 商工費 1項 商

(単位:千円)									
Ĩ)			;	52	207	151	318	538	
		密	25	207	151		318	538	
		- B. W. B.	岩部海岸わくわくクルーズ事業費	- 12 クルース船連航業務等委託料道の駅管理費	- 10 光熱水費 観光情報発信事業費	8 普通旅費	横綱記念館管理運営費 10 光熱水費	青函トンネル記念館管理運営費10 光熱水費	
		超	151	207	25		318	538	
		併							
	領	公	8 旅費	10 需用費	12 委託料		10 需用費	10	
		Lm≤		10	12		318 10	538 10	63
	붜	一般財源	383				31	53	1,239
	源口	源 9 6							0
	9 対	関合							0
	紹	九							
	'¬	田 知							0
	集	特 国道支出金							
	:	 	50,083				22,277	13,921	149,631
		4 正 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	383				318	238	1,239
1項 商工費		補正前の額	49,700				21,959	13,383	148,392
		Ш	3 観光費				6 横綱記念館管理運営費	7 青函トンネル記念館管理運運管費	苮
							63		

8款 土木費 2項 近

2項 道路橋梁費

	100	100
	道路橋梁総務費	10 光熱水費
	100	
	10 需用費	
	250	
	4,224	
7	250	
5. 公 人名斯阿尔克	3,974	
	1 道路橋梁総	務費

道路橋梁費 土木費 2項 8款

額 計 特 定 財 源
国道支出金 地 方 債 そ の
420 102,350
670 193,805 0 0

8 款 土木費 5 項 住宅費

	3,500	120	
	町営住宅整備事業費 10 町営住宅小破修繕費	町有住宅管理費 10 修繕費	
	3,500	120	
	10 需用費	10 需用費	
	3,500	120	3,620
			0
			0
			0
	24,673	4,582	29,302
	3,500	120	3,620
K 0 H K 0	21,173	4,462	25,682
ו	1 住宅管理費	2 町有住宅管理費	# <u></u>

9款 消防費 12款 諸支出金 13款 職員給与費

消防費 1項 9 款

消防費

Ē							
(単位:千円)						_	
)						1,167	
		田	?	1,167	部門)		
					E(消防部門)		
					渡島西部広域事務組合負担金(
		700	ì		域事務組		
				組合費	鳥西部広		
				広域事務組合費	18 渡		
			超	1,167			
			绀	_			
	郶		分	·補助	金金		
			×	負担金	及び交付金		
		Ř	淵	18 負担金・補助			1,167
	计	40.04	一拨以源	, ,			Ĺ,
	源内	娯	の他				0
	試	阻	債を				0
	超		七				
	類 田	[刊	国道支出金			,	0
	;	坎	国道支				
		+		246,367			262,097
		411IΩ		24			
		正額		1,167			1,167
æm'	:	锤					
消防費		補正前の額		245,200			260,930
1頭		補正					2
		ш		2 広域事務組	#fm!		盂
				2 広	台		

12款 諸支出金 2項 特別会計繰出金

			,	
<u></u>	132	18,224	1,232	
19,588				
秦出金	27 介護保険特別会計繰出金	27 净化槽事業会計繰出金	27 町立診療所特別会計繰出金	
19,588				
19,588 27 繰出金				
19,588		•		19,588
				0
				0
				0
287,267				287,267
19,588				19,588
267,679				267,679
1繰出金				##

職員給与費 1項 職員給与費 13款

12,050	5,404
職員給与費	2 ——舟段 職給
5,404	
2 給料	
12,050	
514,599	
12,050	
502,549	
1職員給与費	

13款 職員給与費 1項 職員給与費

(単位:千円)			<u>, </u>	-												-		-				-	-	
⇒)			50	217	1,788	34	656	54	204	85	1,729	1,842	395	Ľ		1,845	3,444	135	09	1,276	817	1,107	826	
	=	F												10 /05		3 <u>m</u>								
																パートタイム会計年度任用職員報酬	フルタイム会計年度任用職員給料			<u></u>	(4)	<u></u>	(4)	
	XI H	ቪ		特別職)	一般職)	寒冷地手当(特別職)	寒冷地手当(一般職)					祖第	合負担金	松口梅田		ム会計年度	、会計年度任		無	711911	期末手当(パートタイム)	フルタイム	パートタイ	
			扶養手当	期末手当(特別職)	期末手当(一般職)	寒冷地手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当(一般職)	児童手当	勤勉手当	共済組合負担金	退職手当組合負担金	会计午 使任田縣 昌纶 仁善	K P P Y	パートタイ	フルタイム	児童手当	時間外勤務手当	期末手当(フルタイム)	期末手当(勤勉手当(フルタイム)	動勉手当(パートタイム)	
			က	_د	ო	ო	ო	ო	ო	ო	ო	4	4			_	7	က —	ო	ო	ო	ო	က	
		麗	4,409		2,237									0.75			3,444		4,221		985			
	節	绀																						
		宋	3 職員手当等		遊童									NH.	II.		ℼ		3 職員手当等		済費			
		×	3		4 共済費									7 1 1 1 1 1 1			2 給料		3 羅		4 共済費			
	計	一般財源												40 406	, ,									
	源内	6 争												C		~ ~								
	Till like	4														諸収入						_		
	超	七																						
	無 口 い	俄出																						
	캪	国庫																						
	 	<u>.</u>												164 /77	ř.									
	型型													40 408	2									
職員給与費	共	<u>E</u>																						_
1項 職員	はい前の質													750 000	306,005									
1		I												りる計件時任		用職員給与								

職員給与費	1項 職員給与費
3款	

1項 職員給与費	5 5 1		-						•				-)	単位:千円)
			輔	出	額の)財	漣	尺	訳		1					
補正前の額	補用	額計	软	迅		財	鸿		¥, 10		<u>R</u>			力・	H	
			国道支出金	_	七	債そ		割	一般別源	×	尔	缃	紹	n CH		
														4 退職手当組合負担金	470	
														4 社会保険料	178	
653,531	22,545	5 676,076	0		0			68	22,456							

給 与 費 明 細 書

1. 特別職 (千円)

T: 10/01													(114)
							身 費						
X	分	ì	人数 ^(人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地手 当	その他 手 当	計	共済費	合 計	備考
	長	等	3		22,560	4.60		333	324	33,163	13,710	46,873	
補正後	議	員	9	25,692		11,327 4.60				37,019	7,112	44,131	
	その他	の特別職		9,305						9,305		9,305	
		計	12	34,997	22,560	21,273		333	324	79,487	20,822	100,309	
	長	等	3		22,560	9,729 4.50		299	324	32,912	13,651	46,563	
補正前	議	員	9	25,692		11,080 4.50				36,772	7,112	43,884	
	その他	の特別職		9,305						9,305		9,305	
		計	12	34,997	22,560	20,809		299	324	78,989	20,763	99,752	
	長	等	0	0	0	217 0.10		34	0	251	59	310	
比較	議	員	0	0	0	247 0.10	0	0	0	247	0	247	
*L +X	その他	の特別職	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	464	0	34	0	498	59	557	•

2. 一般職

(1)総括 (千円)

区分		職員数(人)		給 与	- 費		共済費	合計	備考
应 为		1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	報酬	給料	職員手当	計	共併其		1/#
補正	後	117	33,691	310,417	173,524	517,632	129,908	647,540	
補正	前	117	31,846	300,857	164,847	497,550	126,646	624,196	
比	較	0	1,845	9,560	8,677	20,082	3,262	23,344	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当		管理職員特別 勤務手当
職員手当の内訳	補正後	4,334	69,154	58,051	5,719	4,743	6,423	20,047	120	1,085	158
	補正前	4,284	65,120	54,259	5,063	4,689	6,627	19,972	120	1,085	158
	比 較	50	4,034	3,792	656	54	-204	75	0	0	0

	区分	児童手当									計
職員手当の内訳	補正後	3,690									173,524
1000	補正前	3,470									164,847
	比 較	220	0	0	0	0	0	0	0	0	8,677

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備 考
報酬	千円 1,845	給与改定による増	千円 1,845	給与改定による増	1,845	
給料	9,560	給与改定による増	ŕ	給与改定による増 一般職給 フルタイム会計年度 任用職員給料	5,404 4,156	
職員手当	8,677	給与改定および実績 精査等による増減分		給与改定による増 期末手当(一般職) 動勉手当 寒冷地手当(一般職) 管児童手当(一般職) 期末手当(アルタイム) 期末手当(アルタイム) 動勉手当(アルタイム) 動勉手当(アルタイム) 動勉手当(会計年度) 児童手当(会計年度) 実績精査による増減 扶養手当(一般職)	1,788 1,729 656 54 85 1,429 817 1,237 826 75 135	

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。 2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

_									(111)
	区分	職員数 (人)		給 -	与 費		共済費	合計	備考
	区况		報酬	給料	職員手当	計	共併其		1 1 5
	補 正 後	70		241,772	138,177	379,949	93,029	472,978	
	補 正 前	70		236,368	134,019	370,387	90,851	461,238	
	比 較	0	0	5,404	4,158	9,562	2,178	11,740	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当		管理職員特別 勤務手当
職員手当の内訳	補正後	4,334	51,185	42,876	5,719	4,743	6,423	18,672	120	632	158
	補正前	4,284	49,397	41,147	5,063	4,689	6,627	18,672	120	632	158
	比 較	50	1,788	1,729	656	54	-204	0	0	0	0

	区分	児童手当									計
職員手当の内訳	補正後	3,315									138,177
	補正前	3,230									134,019
	比 較	85	0	0	0	0	0	0	0	0	4,158

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備 考
給料	千円 5,404	給与改定による増	千円 5,404	給与改定による増	5,404	
職員手当	4,158	その他増減分		給与改定等による増 期末手当(一般職) 動勉手当 等冷地手当(一般職) 管理職手当 児童手当 実績精査による増減 扶養手当(一般職)	1,788 1,729 656 54 85 50 -204	

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

								(111)
区分	職員数(人)	給				共済費	合計	備考
运 划		報酬	給料	職員手当	計	共併負		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
補 正 後	47	33,691	68,645	35,347	137,683	36,879	174,562	
補 正 前	47	31,846	64,489	30,828	127,163	35,795	162,958	
比 較	0	1,845	4,156	4,519	10,520	1,084	11,604	

	区分	期末手当	勤勉手当	時 間 外 勤務手当	通勤手当 (費用弁償)	児童手当			計
職員手当の内訳	補正後	17,969	15,175	1,375	453	375			35,347
1 1 1 1 1 1 1 1	補正前	15,723	13,112	1,300	453	240			30,828
	比 較	2,246	2,063	75	0	135			4,519

•給料及び職員手当の増減額の明細

・紹科及い職員手当の 区分	増減額	増減事由別内訳	説明		備 考		
報酬	千円	千		1,845			
給料	4,156	給与改定による増 4,1:	56 給与改定による増	4,156			
職員手当	4,519	給与改定による増 4,5	9 給与改定による増 期末手当(フルタイム) 期末手当(パートタイム) 勤勉手当(パートタイム) 勤勉手当(パートタイム) 動制の計画の 時間外勤務手当 児童手当	1,429 817 1237 826 75 135			

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第35号

令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和6年度福島町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ831千円を 追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597,846千円と する。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

保険事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円		
3 国庫支出金		145,551	282	145,833
	2 国庫補助金	55,481	282	55,763
4 支払基金交付金		144,611	285	144,896
	1 支払基金交付金	144,611	285	144,896
5 道支出金		82,666	132	82,798
	2 道補助金	5,686	132	5,818
7 繰入金		94,087	132	94,219
	1 一般会計繰入金	89,504	132	89,636
歳 入	合 計	597,015	831	597,846

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		千円 43,193	千円 1,292	千円 44,485
	1 介護予防・生活支援サ ービス事業費	16,924	502	17,426
	2 一般介護予防事業費	4,657	508	5,165
	3 包括的支援事業費	20,420	282	20,702
	4 任意事業費	1,137	0	1,137
4 基金積立金		9,757	3,078	6,679
	1 基金積立金	9,757	3,078	6,679
6 諸支出金		23,644	2,617	26,261
	1 償還金及び還付加算金	20,175	2,204	22,379
	2 繰出金	3,469	413	3,882
歳 出	合 計	597,015	831	597,846

歳入歳出予算事項別明細書 (保険事業勘定)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

	款	t		補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金				千円 145,551	千円 282	千円 145,833
4 支払基金交付	金			144,611	285	144,896
5 道支出金				82,666	132	82,798
7 繰入金				94,087	132	94,219
歳	Д	合	計	597,015	831	597,846

3,078 2,617 耳 補正額の財源内訳 田田 国道支出

	蒜		補正前の額	補正額	
3 地域支援事業費	#111/		丰円 43,193	丰円 1,292	千円 44,485
4 基金積立金			9,757	3,078	6,679
9 諸支出金			23,644	2,617	26,261
歳	∄	合	597,015	831	597,846

歳

介護保険特別会計(保険事業勘定)

褫人 7

国庫支出金 2項 国畜補助全 3.禁

補正前の額 補 正前の額 補 正前の額 補 正前の額 前 正 額 助域支援事業 全 額 助域支援等業 財政支援等業 大 財政支援等 大 財政支援等 大 財政支援等 大 財政支援等 大 財政支援等 財政支援等	中位 出 一							(単位:千円)
間 上 間 区 分 金 額 nn nn nn 11,637 1地域支援事業 282 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 分 分 分 282 分		場と計出ま	H	† #	<u>R</u>		7.41	H
282 11,637 1 地域支援事業 282 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 交付金現年度 分 282 55,763		作品に同じの倉具	Ⅎ	π			17.E	£4
282 55,763		11,355	282	11,637	1 地域支援事業	282	・日常生	282
282 55,763					交付金現年度			
282					尔			
		55,481	282	55,763				

4款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金

	_
285	
現年度分交付金	
285	
1 現年度分	
6,114	144,896
285	285
5,829	144,611
2 地域支援事業支援交付金	#=

5 款

83

道支出金 2項 道補助金

132	
介護予防・日常生活支援総合事業交付金	
132	
1 地域支援事業 交付金現年度 分	
5,818	5,818
132	132
5,686	5,686
1 地域支援事業交付金	1

7款 繰入金 1項 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金	5,686	132	5,818	1 現年度分	132	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	132
塩	89,504	132	969,68				

歳出

丑 瓣

地域支援事業費 3 禁 3

ービス事業費
・生活支援サ
介護予防
1項

(単位:千円)					-				-		
(単位					309	7	74	63	28	21	
		田	F	502							
		- C	978	介護予防・生活支援サービス事業費	- 2 フルタイム会計年度任用職員給料	3 時間外勤務手当	- 3 期末手当(フルタイム)	3 勤勉手当(フルタイム)	4 共済組合負担金	4 退職手当組合負担金	
			数	309		144		49			
	\$0 \$0	屈	州			ЫЬ					
			N X	2 給料		3 職員手当等		4 共済費			
	計	!	一般財源	187							187
	補正額の財源内	点点	そのも	155	支払基金交	计	105	編入金	20		155
		相	方 債							,	0
事業費		班	第173	160	国庫支出金	111	道支出金	49			160
爰サービス事			17,181							17,426	
防・生活支持	補正額		505					,		505	
頃 介護予防・生活支援サービス事業費		補下前の額		16,679							16,924
1			[1 介護予防・	生活支援サ	ービス事業					

3 款

地域支援事業費 2.項 一船介護予防事業費

	508	314	9	75	64	28	21	
	一般介護予防事業費	2 フルタイム会計年度任用職員給料	3 時間外勤務手当	3 期末手当(フルタイム)	3 勤勉手当(フルタイム)	4 共済組合負担金	4 退職手当組合負担金	
	314 -		145		49			
-	2 給料		3 職員手当等		4 共済費		,	
							,	0
	264	支払基金交	付金	180	繰入金	84		264
								0
	244	国庫支出金	160	道支出金	84			244
<u>=</u>	5,165							5,165
1871 1872 1873 1874 1875	508				,			208
2.1貝 四叉儿	4,657							4,657
7	1一般介護予	防事業費			,		,	盂

地域支援事業費 3項 包括的支援事業費 3 款

			-	-			-			-	
				86	64	20	7	61	25	7	
	田	F	282								
	C IIII	176	包括的支援事業費	2 一般職給	3 期末手当(一般職)	寒冷地手当	時間外勤務	3 勤勉手当	4 共済組合負担金	4 退職手当組合負担金	
		金額	86		152		32				
<u>72</u>	<u>R</u>	X	2 給料		3 職員手当等		4 共済費				
訊	一般財源	252		,					-	252	
額の財源内	巡	その急	14	繰入金							14
	数照	七									0
補	华	国道支出金	16	国庫支出金	15	第七十余	 				16
	杣	i	20,702								20,702
出		282								282	
			20,420								20,420
		1 包括的支援	事業量								
	正額の財源内訳	The angle of the control of the	補正前の額 補 正 額 計 時 下 財 原 相正前の額 補正前の額 計 特 定 財 原 国道支出金 地 方 6 そ の 他	補圧前の額 補 正 額 計 正 額 財 源 内 財 源 内 財 源 内 計 源 中 財 源 内 財 源 内 財 源 内 計 源 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	補圧前の額 補 正 額 市 面	補圧前の額 排 上 方 方 日 一般財源 一級財源 一級財源 一級財源 日本財源 日本財源	補圧前の額 補 正 額 財 源 内	補正前の額 補 正 額 計 正 額 市 正 額 市 正 額 市 正 額 市 正 額 市 正 額 市 正 額 市 正 額 市 正 額 中 时 源 市 正 3 中 时 源 市 正 3 中 时 源 市 正 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 3 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 中 日 4 <t< td=""><td>補正前の額 排 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上</td></t<> <td>補正前の額 補 正 額 の 財 源 内 計 国連支出会 原 財 源 内 計 国連支出会 原 財 源 内 計 国連支出会 原 財 源 内 計 国連支出会 一般財源 内 計 国 章 之 出 。 区 分 的 型 源</td> <td>補正前の額 補正額の財源の財源の財源の財源 Apply 額 Apply 額</td>	補正前の額 排 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	補正前の額 補 正 額 の 財 源 内 計 国連支出会 原 財 源 内 計 国連支出会 原 財 源 内 計 国連支出会 原 財 源 内 計 国連支出会 一般財源 内 計 国 章 之 出 。 区 分 的 型 源	補正前の額 補正額の財源の財源の財源の財源 Apply 額 Apply 額

地域支援事業費 4項 任意事業費 3 款

財源繰替えによる					
22					22
16	繰入金				16
					0
9	国庫支出金	4	道支出金	2	9
1,137					1,137
0					0
 1,137					1,137
1任意事業費					111111111111111111111111111111111111111

基金積立金 1項 基金積立金 4款

(H				Τ	-			
単位:千円						m		
)						3,078		
		띰	F		3,078			
		게	T.		金積立金			
					貴準備基	積立金		
					3,078 介護給付費準備基金積立金	24 積		
			額		,078			
			缃		က			
	铝	료	分					
			×		3,078 24 積立金			
			娯		378 24			3,078
	弲		一般財源		w			3,
	源内	涯	(E)					0
	財	_	4 9					
	額の	目	方					0
	出	{H						0
	補	챛	国道专出金					
					6,679			6,679
		並	Ī		9			9
		四路			3,078			3,078
真立金		神			.,			
基金積立金		補下前の額	KI N		9,757			9,757
1項		神二	<u> </u>					
		Ш	I		介護給付費	準備基金積	ИИ	丰
					1 小瓢	準備	口 金	

6款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金

						_	
		-	983	908	414		
	2,204	供	供	购還付金	(14)		
	6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	22 国庫負担金過年度過誤納還付金	22 国庫補助金過年度過誤納還付金	22 支払基金交付金過年度過誤納還付金	22 道補助金過年度過誤納還付金		
	2,204						
	2,204 22 償還金・利子	及び割引料					
	2,204			•			2,204
							0
							0
							0
	22,146						22,379
	2,204						2,204
	19,942						20,175
	1億 憲 金						+

6 款 諸支出金 2 項 繰出金

_						ı
(単位:千円)					413	
		田	Ţ.	413		
		CC IIII	7/8	一般会計繰出金	27 一般会計繰出金	
			金額	413		
	25 75	E .	X X	413 27 繰出金		
	訊	1	一般財源	413		413
	財源内	遊	そのも			0
	正額の	定財	五			0
	集	华	国道支出金			0
		110	į	3,882		3,882
		補下額		413		413
2項 繰出金		補下前の額		3,469		3,469
2.			Ī	1一般会計線	併	+ 11111

給与費明細書

1. 特別職 (千円)

7. 13/33	177											
					給 -	与 費						
区	分	人数	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計	共済費	合 計	備考
	長	等										
補正後	議	員										
1113-1124	その他の特別	職 10	150						150		150	
	計	10	150						150		150	
	長	等										
補正前	議	Ę										
	その他の特別	職 10	150						150		150	
	計	10	150						150		150	
	長	等										
比較	議	員										
10 10	その他の特別	職										
	計											

2. 一般職

(1)終坯 (壬田)

(1)総括								(干円)
区分	職員数 (人)		給与	- 費		共済費	合計	備考
区 の	(八)	報酬	給料	職員手当	計	共併負		加持
補 正 後	4		14,317	7,260	21,577	5,497	27,074	
補 正 前	4		13,596	6,819	20,415	5,367	25,782	
比 較			721	441	1,162	130	1,292	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当		管理職員特 別勤務手当
職員手当の内訳	補正後	78	3,193	2,682	203		234	670	80	120	
	補正前	78	2,980	2,494	183		234	650	80	120	
	比 較		213	188	20			20			

	区分	児童手当					計
職員手当の内訳	補正後						7,260
AND TO THE	補正前						6,819
	比 較						441

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円	千円		
給料	721	給与改定による増 721	給与改定による 一般職給料 98 フルタイム会計年度 623 任用職員給料	
職員手当		給与改定による増 441	給与改定による 期末手当(一般職) 64 勤勉手当(一般職) 61 寒冷地手当 20 時間外勤務手当 7 期末手当(フルタイム) 149 勤勉手当(フルタイム) 127 時間外勤務手当 (フルタイム) 127	

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。 2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分		職員数(人)		給 与	i 費		共済費	合計	備考
		概貝数 (八)	報酬	給料	職員手当	計	六月頁	□ н	加与
補 正	後	2		9,263	5,219	14,482	3,700	18,182	
補正	前	2		9,165	5,067	14,232	3,668	17,900	
比	較			98	152	250	32	282	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
職員手当の内訳	補正後	78	2,139	1,797	203		234	568	80	120	
	補正前	78	2,075	1,736	183		234	561	80	120	
	比 較		64	61	20			7			

	区分	児童手当					計
職員手当の内訳	補正後						5,219
机具丁目 07 100	補正前						5,067
	比 較						152

•給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	千円 98	給与改定による増 9:	8 給与改定による 98	
職員手当	152	給与改定による増 15:	2 給与改定による 期末手当 64 勤勉手当 61 寒冷地手当 20 時間外勤務手当 7	

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数(人)	給			共済費	合計	備考		
四刀	概貝数 (八)	報酬	給料	職員手当	計	六百頁		VH 27	
補 正 後	2		5,054	2,041	7,095	1,797	8,892		
補 正 前	2		4,431	1,752	6,183	1,699	7,882		
比較			623	289	912	98	1,010		

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時 間 外 勤務手当	通勤手当			計
	補正後	1,054	885	102				2,041
	補正前	905	758	89				1,752
	比 較	149	127	13				289

・給料及び職員手当の増減額の明細

・ 紹科及い職員手ョのエ				
区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円	千円 給与改定による増		
給料	623	給与改定による増 623	給与改定による 623	
職員手当			給与改定による 期末手当 149 勤勉手当 127 時間外勤務手当 7	

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第36号

令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

令和6年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,329千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ123,591千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項		補正前の額	補正額	計
				千円		
2 繰入金				43,934	1,232	45,166
		1 他会計繰入	金	43,934	1,232	45,166
4 諸収入				21	97	118
		2 雑入		20	97	117
歳	λ	合	計	122,262	1,329	123,591

歳 出

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 総務費				千円 42,646	千円 1,329	千円 43,975
		1 総務管理費		42,646	1,329	43,975
歳	出	合	計	122,262	1,329	123,591

歳入歳出予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

		款		補正前の額	補正額	計
				千円		
2 繰入金				43,934	1,232	45,166
4 諸収入				21	97	118
歳	λ	合	計	122,262	1,329	123,591

(報田)

特	国道支出金	田井	0	0
+110	i	田十	43,975	123,591
補正額		田井	1,329	1,329
補正前の額		田井	42,646	122,262
				
壽	ţ			¢α
			alter!	Ħ
			1 総務費	競

0

滇

耳

般

金十四十

9

補正額の財源内訳

田田

1,329

0

1,329

0

歳

褫人

2 2款

(日子:力甫)			一般会計繰入金 1,232		
		金額	1,232		
	節	区分	1一般会計繰入	缃	
	+=	ıα	45,166		45,166
	見多 ユュー 果な	4	1,232		1,232
	超少异工 罪	作品に削りの名	43,934		43,934
2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金			1 一般会計繰入金		十号

4款 諸収入 2項 雑入

会計年度任用職員等社会保険料負担金収入	
26	
1雑人	
117	117
26	26
20	20
1 雑入	苮

歳出

IJ	
褦	
\sim	

1款 総務費 1項 総務管理費

\sim 1					-											-	1
(単位:千円)																	
单位:																	
<u></u>					1,038	1,227	45	193	54	22	174	89	58	320	29	194	
				6	•												
		田	:	1,329													
																	
						フルタイム会計年度任用職員給料											
						田職						2	2				
			,			F度任		無)	9職)			4 T L	4 T L		器		
		1110	ì			给菲		期末手当(一般職)	寒冷地手当(一般職)	当		期末手当(フルタイム)	勤勉手当(フルタイム)	胡	退職手当組合負担金		
					3. 第	114	訓) 淵:	手当	時間外勤務手当	訓) 淵:) 淵:	共済組合負担金	三二組	社会保険料	
				買	一般職給	7115	扶養手当	期末手	寒冷地	時間夘	勤勉手当	期末手	벬勉手	共済 維	凤職手	社会係	
				般管理費	2	7	8	33	ω nw.	В.	S)	8	co France	4	4	4	
		Т		<u> </u>												,	-
			砮	189		559		581									
			绀														
	\t <u>1</u>										-						-
	, ÇI		尔			無											
			ls el	<i>☆</i>		職員手当等		済醴									
			×	2 給料		3		4 共済費									
		Ŕ	些			-			-								0
		40 79	一般划源														
] 凯																
	压	娯	争	,329	λıλ	, 232	,	97									,329
	才 源	<i>™</i>		_	繰入金	<u> </u>	諸収入										_
	の 財	温	債 そ		-245		11/2										0
	額(九														
	出	迅															
	補						-			-					-		0
		软	国道支出金														
			囲														
				43,975													43,975
		疝		43													43
		額		1,329													1,329
曹		出		_													_
総務管理費		舞															
3発育		の額		42,646													42,646
		補正前の額		42													42
1項		無							_								
				阻													
		Ш		1一般管理費													苮
				<u></u>													

給 与 費 明 細

1. 特別職 (千円)

						子 費							
区	分		人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計	共済費	合 計	備考
	長	等											
補正後	議	員											
111,220	その他の特	特別職											
	計												
	長	等											
補正前	議	員											
	その他の特	特別職											
	計												
	長	等											
比 較	議	員											
九 収	その他の特	寺別職											
	計												

2. 一般職

(1)総括 (千円)

(1)//0.11								(114)
区分	職員数(人)		給 与	一費		共済費	合計	備考
区况	40.000	報酬	給料	職員手当	計	六月月		1佣石
補 正 後	7		18,923	9,735	28,658	7,762	36,420	
補 正 前	6		18,734	9,176	27,910	7,181	35,091	
比較	1		189	559	748	581	1,329	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当		管理職員特 別勤務手当
職員手当の内訳	補正後	369	3,772	3,170	535		324	1,129	200	101	
	補正前	414	3,511	2,938	481		324	1,072	200	101	
	比 較	-45	261	232	54			57			

	区分	児童手当					計
職員手当の内訳	補正後	135					9,735
1902 1 301 100	補正前	135					9,176
	比 較						559

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明		備 考
報酬	千円	千甲	1		
給料	189	その他増減分 18	・ 休職による実績精査 一般職給 給与改定及び 新規採用による増 フルタイム会計年度 任用職員給料	-1,038 1,227	
職員手当	559	その他増減分 55:	総与改定等による増 期末手当(一般職) 動勉手当(一般職) 寒冷地手当 時間外勤務手当(一般職) 期末手当(フルタイム) 動勉手当(フルタイム) 時間外勤務手当(フルタイム) 時間外勤務手当(フルタイム) 休職による実績精査 扶養手当	193 174 54 33 68 58 24	

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。 2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

								(111)
区分	職員数(人)		給 与	- 費		共済費	合計	備考
四 刀	概貝数 (八)	報酬	給料	職員手当	計	共併員		畑か
補 正 後	5		15,645	8,773	24,418	6,507	30,925	
補 正 前	5		16,683	8,364	25,047	6,390	31,437	
比 較			-1,038	409	-629	117	-512	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当		管理職員特別 勤務手当
職員手当の内訳	補正後	369	3,285	2,761	535		324	1,063	200	101	
	補正前	414	3,092	2,587	481		324	1,030	200	101	
	比 較	-45	193	174	54			33			

	区分	児童手当					計
職員手当の内訳	補正後	135					8,773
19054 7 -1 12 1 1914	補正前	135					8,364
	比 較						409

•給料及び職員手当の増減額の明細

・結科及び職員手目の区分		増減事由別内訳	説明	備考
- 区分	増減額			1佣 与
給料	千円 -1,038	千円 その他減額分 -1,038	休職による実績精査 -1,03	8
職員手当	409	その他増減分 409	総与改定等による増 期末手当 19 勤勉手当 17 寒冷地手当 5 時間外勤務手当 3 休職による実績精査 扶養手当 -4	4 4 3

備 考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数(人)		給 与	- 費		共済費	合計	備考
区况	1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	報酬	給料	職員手当	計	六仴貝		1佣石
補 正 後	2		3,278	962	4,240	1,255	5,495	
補 正 前	1		2,051	812	2,863	791	3,654	
比較	1		1,227	150	1,377	464	1,841	

	区分	期末手当	勤勉手当	時 間 外 勤務手当	通勤手当			計
職員手当の内訳	補正後	487	409	66				962
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	補正前	419	351	42				812
	比 較	68	58	24				150

•給料及び職員手当の増減額の明細

・	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円		17L 9J	VIII **7
給料	1,227	給与改定及び 1,227 新規採用による増	給与改定及び 1,227 新規採用による増	
職員手当	150	新規採用による増	給与改定及び 新規採用による増 期末手当 68 勤勉手当 58 時間外勤務手当 24	

備 考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第37号

令和6年度福島町水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和6年度福島町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 水道事業費用 108,249千円 601千円 108,850千円 第1項 営業費用 105,349千円 601千円 105,950千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

職員給与費 14,965千円 601千円 15,566千円

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

令和6年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位:千円)

_ 支 出				(単位: 干円)	
款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費用			108, 249	601	108, 850
	1. 営 業 費 用		105, 349	601	105, 950
		2. 配水及び給水費	23, 735	601	24, 336

予算説明書

令和6年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

(単位:千円)

油

271

91 104 14 23 18

41

収益的収入及び支出

1111	Ť.	水道事業費用	1. 営業費用	2 配水及							
Ш	п			及び給水費							
# 第 日 第 日 第 日 第 日 第		108, 249	105, 349	23, 735							
站元婚	佣工供	601	601	601							
1111	п	108,850	105, 950	24, 336							
)	区分			給料	手当等			法定福利費			賞与引当金
	金 額			271	232			22			41
प्रे विचा	ብንሲ				期末手当	剿	時間外勤務手当	共済組合負担金	退職手当組合負担金	公務災害補償基金負担金	賞与引当金繰入額
	排工治心細 計一編 前	第 分 金	目 補正前の額 補正額 計 所 節 区分分 金額 108, 249 601 108, 850	目 補正前の額 補正額 計 所 所 金額 108,249 601 108,850 条額 105,349 601 105,950 105,950	自 補正前の額 補正額 計 下 節 金額 108,249 601 108,850 不 分 金額 3 105,349 601 105,950 不 不 23,735 601 24,336 給料 271 一般職給(2人)	目 補正前の額 補正額 計 所 節 金 額 108,249 601 108,850 不及び給水費 105,949 601 105,950 不以36 給料 24,336 給料 271 一般職給(2人)	自 補正前の額 補正額 計 区 分 金 額 108,249 601 108,850 不及び給水費 105,950 工 工 工 3 大及び給水費 23,735 601 24,336 給料 271 一般職給(2人) 4 23,735 601 24,336 給料 271 一般職給(2人) 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	目 補正前の額 補正額 計 区 分 金 額 108,249 601 108,850 不及び給水費 53,735 601 105,950 本料 27.1 一般職給(2人) 水及び給水費 23,735 601 24,336 給料 27.1 一般職給(2人) 等給地手当 第6地手当 東衛地手当 第6地手当 時間外勤務手当 時間外勤務手当	自 補正前の額 補正額 計 区 分 金 額 108,249 601 108,850 不 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	相正前の額 補正額 計 区 分 金 額 108,249 601 108,850 本 額 3 105,349 601 105,950 本 約 水及び給水費 23,735 601 24,336 給料 271 本 及び給水費 23,735 601 24,336 給料 271 本 当等 57	自 補正額 計 所 節 108,249 601 108,850 金 額 3 105,349 601 105,950 本名 水及び給水費 23,735 601 24,336 給料 271 手当等 232

給与費明細書

1. 総 括 (千円)

		職員			給	与	費		计		
	区 分	特別職	職員数	報酬	給 料	賃 金	手 当	計	法定福 利 費	合 計	備考
	損益勘定支弁職員		2		7,640		4,487	12,127	3,390	15,517	
補正後	資本勘定支弁職員										
	合 計		2		7,640		4,487	12,127	3,390	15,517	
	損益勘定支弁職員		2		7,369		4,255	11,624	3,333	14,957	
補正前	資本勘定支弁職員										
	合 計		2		7,369		4,255	11,624	3,333	14,957	
	損益勘定支弁職員				271		232	503	57	560	
比較	資本勘定支弁職員										
	合 計				271		232	503	57	560	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職手 当	住居手当	児童手当	時 間 外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
職員手当の内訳	補正後		1,683	1,436	145		600		623		
	補正前		1,592	1,332	131		600		600		
	比 較		91	104	14				23		

	区分	管理職員特 別勤務手当					計
職員手当の内訳	補正後						4,487
	補正前						4,255
	比 較						232

(1)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	千円 271		千円 271	給与改定による 271	
職員手当	232	給与改定による増	232	給与改定による	
	202	THE TOXACTOR OF A		期末手当 91	
				勤勉手当104寒冷地手当14	
				時間外勤務手当 23	
					<u> </u>

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

² 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第38号

令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和6年度福島町浄化槽事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入			
第1款 浄化槽事業収益	47,203千円	21,627千円		68, 830	千円
第2項 営業外収益	41,441千円	21,627千円		63, 068	千円

第3条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入			
第1款 資	译本的収入	27,961千円	0千円		27, 961	千円
第1項	企業債	18,600千円	3,400千円		22, 000	千円
第2項	他会計補助金	4,339千円	-3,400千円		939	千円

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海清春

令和 6 年度 福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位:千円)

- X	1				(十四:111)
款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 浄化槽事業収益			47, 203	21, 627	68, 830
	2. 営業外収益		41, 441	21, 627	63, 068
		1. 他会計補助金	25, 785	21, 624	47, 409
		5. 受取利息及び 5. 配 当 金	0	3	3

資本的収入及び支出

 収
 人
 (単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的収入			27, 961	0	27, 961
	1. 企 業 債		18, 600	3, 400	22, 000
		1. 企 業 債	18, 600	3, 400	22, 000
	2. 他会計補助金		4, 339	△ 3,400	939
		1. 他会計補助金	4, 339	△ 3,400	939

予算説明書

令和6年度 福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書

_	収益に	収益的収入及び支出							
	以	λ							(単位:千円)
牵	臣	Ш	おいがの婚	拾工好	-1	節		HB Ve	
Ŕ			作工門の強	浦上領	Π	区分	金 額		
1. 滗	争化槽:	1. 浄化槽事業収益	47, 203	21,627	68, 830				
	2. 赋	2. 営業外収益	41, 441	21,627	63, 068				
		1. 他会計補助金	25, 785	21,624	47, 409	他会計補助金	21,624	他会計補助金	21,624
		5. 受取利息及び配当金	0	3	3	預金利息	3	預金利息	3

福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書 令和6年度

容木的ID A B7K专出

Η	
Ķ	
Ś	
X	
Š	
$\dot{\times}$	
₹. ₹	
₩ ₩ ₩	
₹	
Ĺ	

(単位:十円)						1,600			1,800		\triangle 3, 400	
	H											
	7 <u>1</u> 111	яУĽ			浄化槽整備事業債	浄化槽整備事業	电光中级代式	適味 刈束事業價	浄化槽整備事業		浄化槽設置工事費繰入金	
	Ť	金額			3, 400						\triangle 3, 400	
	節	区分			企業債						他会計補助金	
	-1 1111	п	27, 961	22,000	22,000					686	686	
	補下衛	油土墩	0	3, 400	3,400					\triangle 3, 400	\triangle 3, 400	
	雑に 計の額	開工門で取	27, 961	18, 600	18,600					4, 339	4, 339	
		I			ļļm'					杀	1 他会計補助金	
<	1	٦٤	1. 資本的収入	1. 企業債	1 企業債					2. 他会計補助金	1 他会計	
Ź.	塱 4		資本的	1.						2.		
	墀	Ŕ	1.									

報告第8号

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告する。

令和6年12月17日提出

福島町長 鳴海 清春

1 答弁指定事項進捗状況調査調書(別冊のとおり)